



鳥取県公報

平成 23 年 2 月 25 日 (金)
号外第 13 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	包括外部監査の結果の公表 (3)	2
--------	----------------------------	---

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人山崎安造から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により提出された意見を併せて公表する。

平成23年2月25日

鳥取県監査委員	山	本	光	範
鳥取県監査委員	米	田	由	起
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	山	根	眞	知
鳥取県監査委員	内	田	博	長
鳥取県監査委員	山	田	幸	夫

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

農業に係る補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

第3 監査の対象とした理由

次の理由から事件を選定した。

- 1 農業基本法が制定されてから約50年経過し、日本の農業は、農業の担い手の減少や農家の高齢化、耕作放棄地の増加、消費者の米離れ、食の安全性への関心の高まり、安価な輸入農産物との競争、食料自給率の低下、環太平洋戦略的経済連携協定（以下「TPP」という。）への参加による関税の撤廃問題など、多くの課題を抱えている。そこで国は戦後高度成長と産業構造の転換のなかで衰退してきた農業を保護するため、多額の補助金等を投入してきた。
- 2 鳥取県においても農業政策を推進する重要な柱に補助金等があり、その額は多額で多種に上る。補助金制度の運用にあたっては、本県の財政状態が厳しい中、住民福祉を増進させるため、地方自治法第2条第14項、第15項による経済性・効率性・有効性の観点に立ち、社会・経済環境の変化に対応しているか等を検証し、常に見直しを行う必要がある。

そこで、その事業等のあり方を新たな視点から見直し、地方行財政改革を促すため監査をする必要があると判断した。

第4 監査を実施した期間

平成22年6月1日から平成22年12月31日まで

第5 監査対象部局

農業に係る補助金等の監査のため、農林水産部・商工労働部及び各地区総合事務所の関係課・局を対象とした。

第6 監査の方法

この監査の実施にあたっては、鳥取県の農業に係る補助金・交付金及び負担金のうち必要と認められたものを抽出し、係る財務事務の監査の他に、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係書類の検討並びに必要な監査を実施した。

第7 監査の視点

- 1 地方自治法第252条の37によれば、包括外部監査人は包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及

び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため、必要と認める特定の事件について監査するものとされる。

つまり、我々が行う監査は、住民福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性を追求し、地方公共団体がその事業等のあり方を新たな視点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、行うものである。

2 私たち 4 人は税理士である。税理士は税に関する唯一の国家資格であり、仕事柄日常において県民納税者の声を受け止める立場にある。その使命は申告納税制度の理念に沿って適正な納税を進めることにあるが、その理念を推進させるには県民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄使いは県民の納税意欲を減退させることになると考える。納税意欲と行財政改革は表裏一体であり、そういう意味で県民は税の使われ方に大変注目している。従って我々はこのたび包括外部監査を行うにあたって、その期待を背負って県民納税者の目線で監査することを心がけた。

3 具体的には次の着眼点で監査した。

- (1) 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- (2) 補助金等交付要綱は適切な内容で制定されているか。
- (3) 補助金等の申請、決定、交付等の手続は適正か。
- (4) 補助金等の算定及び交付時期は適切か。
- (5) 補助事業の実績報告は適切か。
- (6) 補助交付団体への指導・監督は適切か。
- (7) 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。
- (8) 補助効果の観点から、整理、見直しをすべきものはないか。

第 8 監査手続

下記日程により、実際に農林水産部等に赴き関係書類の説明、ヒアリング及び監査を行った。監査後、農林水産部等と質疑のやりとりを行い、報告書を作成した。

監 査 対 象 機 関	実 施 日
予備調査（県の組織全般）	4 月 13 日（火）
予備調査（各部の補助金の概要）	4 月 30 日（金）
予備調査（農業の補助金の概要）	5 月 25 日（火）
農林水産部各課及び各総合事務所農林局	6 月 21 日（月）
商工労働部経済通商総室及び農林水産部各課並びに各総合事務所県民局、農林局	6 月 22 日（火）
農林水産部各課	7 月 27 日（火）
東部総合事務所農林局	7 月 28 日（水）
西部総合事務所農林局及び日野総合事務所農林局	8 月 19 日（木）
農林水産部各課	8 月 24 日（火）
農林水産部各課	9 月 7 日（火）
農林水産部各課	9 月 8 日（水）
農林水産部各課	9 月 14 日（火）
農林水産部各課	9 月 17 日（金）
農林水産部各課	10 月 8 日（金）
西部総合事務所農林局	10 月 12 日（火）
中部総合事務所農林局	10 月 18 日（月）

上記の他に、監査人事務所等で報告書の作成と協議のための会議を実施した。

第 9 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	山崎 安造
外部監査人補助者	税理士	杉浦 為佐夫
外部監査人補助者	税理士	村山 敏隆

外部監査人補助者 税理士 若松 信宏

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 補助金・負担金・交付金について

1 補助金・負担金・交付金の意義及び問題点

普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる（地方自治法第232条の2）とされる。

補助金・負担金・交付金（以下「補助金等」という）とは、地方公共団体が、公益上必要があると認められた事業等に対し金銭的な給付をすることであり、効果が認められるものに対してなされなければならない。

鳥取県における補助金等の手続は、地方自治法及び条例、規則並びに各補助金等交付要綱・要領により行われる。

補助金制度の運用にあたっては、本県の財政状態が厳しい中、住民福祉を増進させるため、地方自治法第2条第14項、第15項による経済性・効率性・有効性の観点に立ち、社会・経済環境の変化に対応しているか等を検証し、常に見直しを行う必要がある。

2 鳥取県の農業に係る補助金等の概況

鳥取県においては、農業の担い手の減少や農家の高齢化、耕作放棄地の増加、消費者の米離れ、食の安全性への関心の高まり、安価な輸入農産物との競争、食料自給率の低下、TPPへの参加による関税の撤廃問題など、多くの課題を抱えている中、厳しい財政状態等により、補助金の使途が問われている。

「食のみやこ鳥取県」と銘打った県農産物の付加価値を高める取組等を行い、自然条件を活かした農産物の発展や、農業振興を県の産業政策に位置付けた体制づくりが期待されている中、鳥取県の基幹産業である農業の強化をめざして、農業に係る補助金等の重要性はますます高くなっている。

なお、農業に係る過去3年間の補助金等の推移は次のとおりである。

農業に係る補助金・交付金及び負担金の推移

(単位：千円)

農政課	平成19年度	平成20年度		平成21年度	
	決算額	決算額	前年度比	決算額	前年度比
補助金・交付金	108,711	169,706	156.1%	175,042	103.1%
負担金	5,590	4,720	84.4%	5,470	115.9%
合計	114,301	174,426	152.6%	180,512	103.5%

経営支援課	平成19年度	平成20年度		平成21年度	
	決算額	決算額	前年度比	決算額	前年度比
補助金・交付金	1,029,094	988,183	96.0%	1,193,448	120.8%
負担金	0	0		0	
合計	1,029,094	988,183	96.0%	1,193,448	120.8%

生産振興課	平成19年度	平成20年度		平成21年度	
	決算額	決算額	前年度比	決算額	前年度比
補助金・交付金	111,544	182,552	163.7%	601,905	329.7%
負担金	13,139	13,189	100.4%	90	0.7%
合計	124,683	195,741	157.0%	601,995	307.5%

畜産課	平成19年度	平成20年度		平成21年度	
	決算額	決算額	前年度比	決算額	前年度比
補助金・交付金	222,171	277,071	125%	345,919	125%
負担金	293,462	26	0%	24	92%
合計	515,633	277,097	54%	345,943	125%

農地・水保全課	平成19年度	平成20年度		平成21年度	
	決算額	決算額	前年度比	決算額	前年度比
補助金・交付金	1,277,396	1,229,850	96.3%	1,015,083	82.5%
負担金	3,236,340	2,639,350	81.6%	2,219,534	84.1%
合計	4,513,736	3,869,200	85.7%	3,234,617	83.6%

市場開拓局	平成19年度	平成20年度		平成21年度	
	決算額	決算額	前年度比	決算額	前年度比
補助金・交付金	14,778	12,544	84.9%	18,264	145.6%
負担金	0	5	0%	5,405	108,100.0%
合計	14,778	12,549	84.9%	23,669	188.6%

総 計	平成19年度	平成20年度		平成21年度	
	決算額	決算額	前年度比	決算額	前年度比
補助金・交付金	2,763,694	2,859,906	103.5%	3,349,661	117.1%
負担金	3,548,531	2,657,290	74.9%	2,230,523	83.9%
合計	6,312,225	5,517,196	87.4%	5,580,184	101.1%

第2 日本の農業について

1 課題

日本の農業は、豊かな水と土壌や温和な気候など、自然条件において世界で最も恵まれた部類に属するといわれている。

農業基本法が制定されてから約50年が経過した。当初は農業経営の規模拡大による所得倍増を期待し、大規模農家主体の農業構造の改善を目指したが、期待していた挙家離農も実際にはあまり進まなかった。また農地法の耕作者主義や減反政策等が耕作放棄地の増加の一因といわれ、他の産業からの新規参入を受け入れ、経営形態に関わらず農地を利用しやすくすべきという議論が高まり、平成21年に企業も農地を利用できるよう農地法が改正されることになった。

しかし、今や日本の農業は、担い手の減少や農家の高齢化、耕作放棄地の増加、消費者の米離れ、食の安全性への関心の高まり、安価な輸入農産物との競争、食料自給率の低下、TPPへの参加による関税の撤廃問題など、多くの課題を抱えている。

国や県は戦後一貫して農業振興のために補助してきたが、衰退が止まらない。保護するだけでなく、生産性向上に対する農家の意欲を高める助成策を集中的に講ずること等が、様々な課題を克服し、将来に向けて日本の農業を活性化し、力強いものにするために必要である、といわれる。

2 農業者戸別所得補償制度

米を作らせない、作らなければ補助する、という自民党政権時代の減反政策から一転し、民主党政権は農産物の生産量を増加させるため、農業者戸別所得補償制度という、いわゆる赤字が出た分は補助するという政策を打ち出した。しかし、その結果、生産意欲の低下を招いたり、意欲的に狭い農地を借り集めたやる気のある大規模農家から貸しはがしが発生するなど、大規模農業の継続が難しくなったという意見もある。

3 TPPへの参加による関税の撤廃問題

最近メディアをにぎわしているTPPへの参加による関税の撤廃問題等により農業からの撤退が増え、耕作放棄地が更に増加し、食料自給率の低下と国土・地域が荒廃し水田など環境保全につながる農業の潜在的な機能が失われると心配されている。

TPPに参加し関税が撤廃された場合の試算について、農水省は国全体の農業生産額の減少は4兆1,000億円、食料自給率の低下は40%から13%、鳥取県は米や牛肉など6品目で316億円(45%)減少すると発表した。品目によっては消滅のおそれもあり、国内で十分な議論のないままの参加は慎重に検討すべきといわれる。

国家存立の三本柱は軍事・エネルギー・食糧であるといわれる。その食糧を守り、食の安全・安心を確保する農業の重要性を考えれば、国民を守るために関税を残してでも農業を守る必要があるといわれる。これは農家だけの問題ではなく、日本人全体に問いかけられた大問題である。確かに輸出産業のメリットは大きく、国内空洞化の歯止めになり、消費者は安価な輸入品で恩恵を受ける。しかし一時の経済と天秤にかけるレベルの話ではなく、将来の国のあり方まで影響する問題である。

また、農家だけ犠牲にするわけにいかず、国民等しく負担すべきとなれば、関税撤廃の激変緩和のため農家の所得補償をすることになり、消費税や環境税等あらたな増税が始まることになる。それも未来永劫である。そして、これこそまさに全ての日本人に問いかけられた大問題になる、といわれる。

第3 鳥取県の農業について(鳥取県農林水産業の概要 平成22年7月版による)

地理・地形的条件

鳥取県は、北は日本海に面し、南は中国山地の稜線を背景にし、東西126km、南北62kmで東西に細長くなっている。山地が多く、平野が少ない地形のため、全面積(約35万ha)に占める耕地(約3万5千ha)の割合は10%で、全国耕地率平均の12.1%を下回っている。

社会・経済的条件

鳥取県は、行政ブロックでは中国地方に入っているが、経済的には大阪を中心とする近畿経済圏に属しており、人的往来、物資の移出入等は京阪神地方との結びつきが強い。

主要な農産物

鳥取県の農業生産は、三大河川に開けた水田地帯での水稻、県東中部の中山間地帯の傾斜地及び黒ぼく丘陵地帯の梨を中心とした果樹、黒ぼく畑及び砂丘地帯での野菜、大山山麓地帯の酪農、山間地域の肉用牛など多様な生産が行われている。

例えば、米づくりは良食味の早生品種「コシヒカリ」と「ひとめぼれ」の作付けが約90%(平成21年産)を占めている。梨は二十世紀梨を中心として、幸水、豊水、新興の赤ナシ3品種が主力となっている。白ねぎは県西部の弓浜半島の砂畑を中心に生産され、すいかは中部地区を中心に生産されている、共に鳥取県の主力的野菜である。

肉用牛は飼育戸数、総飼養頭数とも減少し、価格も低落している。乳用牛の酪農家戸数は減少したが大規模経営が増加し、後継者が確保され地域農業の中核的リーダーとなっている。養豚は飼養農家が減少したが一戸当たりの飼養頭数は増加した。養鶏、特にブロイラーは全国屈指の生産県として発展してきた。その後、高付加価値鶏肉が求められ、平成3年には「鳥取地どりピヨ」を作出した。

農業・農村

農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、地域における雇用機会の創出、文化・教育の場の提供等、重要な役割を担っている。

しかし、今、農業・農村は、生産額の減少、就業者の減少や高齢化、農地面積の減少等により危機的な状況に直面している。

農家及び農業従事者

総農家数、販売農家数ともに減少を続けている。また、専業農家、兼業農家別では、専業農家は平成16年度に比べ13%増加したが、兼業農家は販売農家の約82%を占めている。

また、農業労働力を保有状態別にみると、49.5%の農家で農業専従者はなく、11.5%の農家では農業専従

者は女子だけとなっている。男子専従者のいる農家は全体の35.3%で、そのうち60歳未満の男子専従者のいる農家は全体の9.8%で、兼業化の進行、農業労働力の高齢化がみられる。

また、農家数を経営耕地面積規模別にみると、「0.5～1ha」の割合が最も多く、全国に比べ「3ha以上」の大規模農家の割合が少なくなっている。

販売状況

農家の農産物販売状況についてみると、販売農家は全農家の71%に当たる約2万5千戸であり、このうち70%は販売額100万円未満の小規模農家であり、500万円以上の農家の全農家に占める割合は、8.3%（2,075戸）で全国平均14.3%を下回る。

農産物販売金額1位の部門別農家数についてみると、1位が稲作64.3%、次いで、野菜類13.8%、果樹類13.3%、畜産2.7%、その他の作物2.4%の順となっている。

農業就業人口

農業就業人口を年齢別に見ると、平成17年には15～59歳は18.6%の5,374人、男女別では女子の割合が51.1%で、依然として農業就業構造は高齢者・女性に依存する傾向となっている。

近年の新規就農者は、年平均約25人（雇用を除く）程度で推移しているが、新規学卒就農のみならず、Uターン就農、新規参入など、就農形態が多様化している。特に昨今の経済雇用情勢の悪化、鳥取暮らし農林水産就業サポート事業等の雇用対策の効果もあり、平成21年には農業法人等への就職者数は153人と過去最高となった。

耕作放棄地

近年高齢化等により耕作放棄する農家が増加し、県全体の耕作放棄地は、3,410haあり、増加傾向にある。

農業生産

平成19年の農業産出額は682億円で、前年に比べ3億円（0.4%）減少した。また、生産農業所得は220億円で、前年に比べ2億円（0.9%）増加した。農業産出額682億円の内訳は、米（21.7%）、野菜（26.7%）、果実（12.3%）、畜産（31.8%）である。

平成20年の上位5部門は、米（160億円）、生乳（58億円）、日本なし（54億円）、ブロイラー（53億円）、豚（53億円）であった。

農家経済

平成19年の一戸あたりの農家所得は393万円、農業所得は49万円であった。また、農家所得に占める農業所得の割合（農業依存度）は28.2%で、農外所得は124万9千円であった。

第3章 監査の結果

第1 農政課

1 チャレンジプラン支援事業費補助金

(1) 概要

県内にはやる気や意欲を持ち、自らの創意工夫による取組を行っている農業者等が数多くみられる。これらの意欲がある農業者等が作成した生産、流通等に係るプランを認定し、そのプランの実現に必要な支援を行うことを目的とした補助金である。

認定されるプランは、販売額1千万円以上を目指すもの、あるいは認定農業者の取組、省エネルギー対策、農商工連携、雇用者増等、一定の要件を満たす取組である。また、行政による支援がなければプランの実現が困難であること等の要件を満たす必要がある。

プラン認定の手続きは以下のとおりである。

プラン認定を受けようとする者は、まず市町村長へプランを提出し、プランについて同意を得る。その後、この同意を得たプランを総合事務所長に提出し、認定の申請を行う。

申請を受けた総合事務所長はチャレンジプラン審査会を設け、申請のあったプランについて意見を聞き、プラン認定の適否を決定する。

プランの期間は原則3年とし、その間は毎年度の目標を設定する必要がある。3年経過後、更にプランに取り組む場合には、改めて審査会の審査を受ける必要がある。その際には、再プランの期間におい

て、経営規模が20%以上拡大されること、あるいは2名以上の雇用増が見込まれること等の要件を満たす必要がある。

支援対象としては、田植機、コンバインのハード面を整備するためのもの、あるいは研修会の実施、市場調査等のソフト面を充実させるための経費等が挙げられる。

(2) 補助金の金額

過去3年間の交付先ごとの補助金交付額は以下のとおりである。

(単位：円)

交付先	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
鳥取市	17,381,000	28,153,000	33,315,000	78,849,000
岩美町	416,000	0	8,994,000	9,410,000
八頭町	266,000	16,247,000	9,169,000	25,682,000
若桜町	0	3,439,000	928,000	4,367,000
智頭町	1,321,000	2,517,000	4,755,000	8,593,000
倉吉市	3,792,000	4,978,000	8,218,000	16,988,000
湯梨浜町	7,158,000	7,389,000	1,166,000	15,713,000
三朝町	2,542,000	1,335,000	5,180,000	9,057,000
北栄町	16,841,000	36,743,000	32,979,000	86,563,000
琴浦町	7,045,000	5,341,000	9,433,000	21,819,000
米子市	2,657,000	5,103,000	1,162,000	8,922,000
南部町	893,000	7,523,000	2,012,000	10,428,000
伯耆町	4,246,000	3,423,000	6,889,000	14,558,000
大山町	13,781,000	14,676,000	5,044,000	33,501,000
日南町	3,339,000	657,000	2,850,000	6,846,000
江府町	2,985,000	4,927,000	1,000,000	8,912,000
合計	84,663,000	142,451,000	133,094,000	360,208,000

平成21年度は16市町の69件のプランに対し、約1億3,300万円の補助金を支出している。前年度に比べると若干補助金額は減少しているが、平成19年度に比べると金額は増加している。これは、生産者の経営改善意欲の高まりからくる新規取組プラン数の増加によるものと考えられる。

(3) 近年の取組

過去5年間のプラン数の推移は以下のとおりである。

年度	プラン数	新規	継続
平成17年度	89	49	40
平成18年度	69	32	37
平成19年度	44	28	16
平成20年度	59	41	18
平成21年度	69	41	28

平成21年度現在、新規・継続合わせて69件のプランが進行中である。

(4) 監査の結果

ア 審査委員の人選について【意見】

プランを評価する審査会の委員は外郭団体や関係農業団体の人間が多いが、プランの収益性や事業としての将来性を判断するため、民間の企業経営者や中小企業診断士などの専門家、あるいは過去のチャレンジプラン成功者を審査委員に加えるべきである。

イ 効果の検証手続きについて【意見】

当事業のように農業者の新たな取組に対する支援策は、生産者の経営改善に対する意欲を引き出し、

新たな産業を生み出すために必要な事業である。

しかし、このような取組については、効果測定が困難な事例も多いのは確かであるが、補助金を支出している以上、プランがどのような効果を上げたのか検証を行うことが必要である。

また、あまりにも成果が表れていない場合には、期間の途中においてもプランの見直しをする必要がある。

さらに、プランの対象となる期間終了後には、審査会の審査自体についての検証も必要である。プランの認定について見通しに甘さはなかったか、採算面から問題はなかったかについて一定期間ごとに検証し、よりの確な審査を行うことが必要である。

2 食のみやこ鳥取県フェスタ負担金

(1) 概要

鳥取県では、県民の農林水産業に対する認識を深め、あわせて農林水産業者の技術改善、経営発展意欲の高揚を喚起し、地域特産物及び地場産業の振興を促進するため、食のみやこ鳥取県フェスタ（鳥取県農林水産祭）を開催している。

当負担金はこの開催の為に設置された実行委員会の運営経費を補助するものである。実行委員会は鳥取県農業協同組合中央会長を会長とし、鳥取県知事をはじめとする20名の委員から構成されている。

食のみやこ鳥取県フェスタは、平成21年度は10月10日と11日の2日間にわたって開催された。

(2) 負担金の金額

(単位：円)

交付年度	負担金交付先	所在地	負担金の額	補助率	財源内訳
21	食のみやこ鳥取県フェスタ実行委員会	鳥取市	4,870,000	定額	単県
20			4,120,000		
19			4,990,000		

(3) 監査の結果

ア 規模の拡大について【意見】

食のみやこ鳥取県フェスタは、生産者が消費者の動向や率直な意見を聞く有効な機会となる。また農家の生産・加工・販売意欲を醸成するという効果も期待される。さらには県内農産物のアピールを行う貴重な機会でもあり、これらを考えると当負担金の支出効果は十分にあると認められる。

よって、現在は県内1か所での開催であるが、本県農業の振興のため、東部・中部・西部の各地域において行うなど、さらなる規模の拡大や開催回数の増加を考えるべきである。

第2 生産振興課

1 次世代鳥取梨産地育成事業費補助金（生産基盤整備対策及び育成促進対策）

(1) 概要

ア 交付目的

「鳥取県梨産業活性化ビジョン」を実現するため、新品種の導入、生産安定等の生産基盤整備、産地づくり運動及び戦略的なPR活動を支援し、鳥取県育成オリジナル新品種の産地育成及びブランド化を早期に進めることを目的として交付するものである。

イ 鳥取県梨産業活性化ビジョンについて

県が主体となって、生産者、鳥取大学、全国農業協同組合連合会鳥取県本部（以下「全農とっとり」という。）、農業協同組合の意見を幅広く聞きながら、梨生産販売の現状と課題及び今後梨産地として県が目指すべき方向性を策定したものである。

具体的には、新品種（なつひめ、新甘泉等）の導入とブランド化、二十世紀梨の生産安定を推進し、旬の梨を供給できる産地づくりと魅力ある梨経営を確立することで、梨産地の活性化を目指すものである。

この鳥取県梨産地活性化ビジョンを実現するための方策として、当補助金が用意されている。

ウ 事業内容

当補助金は次に掲げる 3 つの事業より構成されている。

○ 生産基盤整備対策

ブランド化計画を策定する農業協同組合、生産組織、認定農業者等に対し、梨新品種の導入と施設機械等整備に係る下記の費用を補助するもの。（ただし県内育成新品種のみを対象とする。）

- ・新植及び改植（新規に植栽又は老木・廃園等を新品種に植え替えるもの）
- ・果樹棚及び網かけ施設の整備
- ・高接ぎ（接ぎ木によって新品種に更新するもの）
- ・かん水施設、排水施設の設置
- ・防除用機械、園内道の整備

○ 育成促進対策

ブランド化計画を策定する農業協同組合、生産組織、認定農業者等で新品種を導入した者に対し、新品種導入奨励金として市町村が補助する場合に、県もあわせて補助するもの。

○ ブランドアップ対策

詳細については次項「2 次世代鳥取梨産地育成事業費補助金（ブランドアップ対策）」において述べるため、ここでは省略する。

(2) 実績

当補助金（ブランドアップ対策を除く。）の実績は以下のとおりである。事業実施期間は平成20年度から平成22年度までであるため、平成19年度において補助実績はない。

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	補助金等の額	補助率	財源内訳	備 考
21	鳥取市	7,354,156	1 / 2	単県	鳥取いなば農協河原果実部他12件
	八頭町（郡家）	88,025			J Aいなば郡家支店果実部
	八頭町（郡家）	740,000			J Aいなば郡家支店果実部
	八頭町（郡家）	1,313,295			J Aいなば郡家支店果実部
	八頭町（八東）	419,832			J Aいなば八東支店果実部
	倉吉市	2,941,000			J A鳥取中央
	三朝町	760,561			J A鳥取中央
	湯梨浜町	3,408,294			J A鳥取中央
	琴浦町	7,136,599			J A鳥取中央
	米子市	2,910,000			農業者10件
	米子市	4,504,000			J A鳥取西部
	南部町	1,215,000			J A鳥取西部他 2 件
	大山町	11,987,000			J A鳥取西部他14件
	合計	44,777,762			
20	鳥取市	12,055,005	1 / 2	単県	農業者 8 件
	八頭町	567,988			J Aいなば郡家支店果実部他 1 件
	北栄町	1,870,000			J A鳥取中央
	湯梨浜町	2,132,600			J A鳥取中央
	琴浦町	905,548			J A鳥取中央
	米子市	2,471,000			J A鳥取西部
	米子市	7,031,000			J A鳥取西部

	大山町	3,076,000			J A鳥取西部
	南部町	2,644,000			J A鳥取西部
	南部町	1,800,000			上馬平果樹生産組合
	合計	34,553,141			

(3) 監査の結果

ア 平成21年度の倉吉市の育成促進対策について【指摘事項】

平成21年度の倉吉市の実績報告書を確認したところ、その補助金額は2,940,000円との記載があるものの、支出仕訳書や精算払いについての決裁書類を確認すると、実際の補助金の支出額は2,941,000円となっており、1千円の差額が生じている。もしこれが過払いであれば、金額の多寡を問わず返還を受けるべきものである。

また、同年度の倉吉市の実績報告書にあっては、事業費の内訳において金額の記載ミスがあり、事業内容を正確に表示しておらず、ずさんと言わざるを得ない。

以上のような単純ミスを見逃すようではチェック体制が十分であるとは言えず、二度と同じミスをしないよう、体制構築が望まれる。

イ 平成21年度の八頭町(郡家船岡地域分)の育成促進対策について【指摘事項】

八頭町の育成促進対策については、新品種導入面積に応じて交付金額が算出されており、具体的には次の算式により交付対象面積を算出し、その面積に応じて補助金額が決定されている。

【算式】 交付対象面積＝園全体面積×(新品種導入本数／園全体本数)

しかし、平成21年度の八頭町(郡家船岡地域分)の補助対象者名簿を確認したところ、交付申請書に記載された「園全体本数」と実績報告書に記載された「園全体本数」が異なっている者が散見されたため、県の担当者に確認したところ、これは実績報告書の記載ミスであることが判明した。

これについては結果的に補助金額に影響がなかったとはいえ、記載ミスが発見されず放置されている状況は問題であり、記載事項の正確性には十分な配慮を施す必要がある。

2 次世代鳥取梨産地育成事業費補助金(ブランドアップ対策)

(1) 概要

ア 交付目的

上記1(1)アに記載した通りである。

イ 事業内容

上記1(1)ウに記載した通り、当補助金は3つの事業により構成されているが、ここにおいてはブランドアップ対策について述べることとする。

○ ブランドアップ対策

全農とっとりに対し、梨新品種のブランドアップ・PRにかかる下記の経費を補助するものである。

- ・新品種の生産出荷販売戦略の構築に係る経費

ブランド化プロジェクト会議費用

- ・新品種の効果的なPR及び産地づくり運動に係る経費

集出荷選果経費、市場産地視察、試食検討会、試食用果実、出荷・PR資材

(2) 実績

当補助金の実績は以下のとおりである。事業実施期間は平成20年度から平成22年度までであるため、平成19年度において補助実績はない。

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	全農とっとり	1,800,000	1/2	単県
20		1,000,000		

(3) 監査の結果

ア 実績報告書等の記載内容について【意見】

事業実施主体は全農とっとりであるが、その事業費の2分の1以内を県が負担し、残りについては社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会（以下「果実基金協会」という。）が負担している状況にある。

このような状況は県の調査復命書に記載があるのみで、実績報告書等においては果実基金協会が補助している旨について一切言及しておらず、事業実態を正確に表しているとは言えない。そのことが明確に分かるよう記載を求めるべきである。

イ 事業の執行について【意見】

新品種のブランドアップ化は本県事業の重要な役割を担うものであるから、普及・消費拡大の観点から数字目標を設定するとともにその結果測定を行い、次のPR活動に活かす等、限られた予算の中でより一層効果的な施策を打つことを求めたい。

3 食のみやこ鳥取梨流通対策事業費補助金

(1) 概要

ア 交付目的

情報発信の中心となる関東地区への出荷を促進し、「食のみやこ鳥取県」をアピールするとともに、台湾等国内外への安定的な出荷を行い、梨の価格安定を図ることを目的として交付するものである。

具体的には、果実基金協会の会員である各農協が県内産の梨の需給調整を図るための事業（果実緊急価格安定対策事業）を行うにあたり、果実基金協会がそれに対し交付準備金を造成し、あわせて補助金を交付する等、果実の価格安定による果樹農業者の経営安定のための措置を講ずるものである。

イ 事業内容

以下の価格安定対策を行う果実基金協会に対し交付するものである。

○ 戦略的出荷調整支援対策

災害対応、価格急落回避などの出荷調整のため、低温貯蔵庫に保管する場合の貯蔵経費
入出庫時の収支差補てんに係る経費（ただし、200円/10kg箱を上限とする。）

○ 関東出荷数量確保対策

需給調整による価格安定及び売り場確保のため、関東市場へ出荷する場合の運賃補てんに要する
経費

○ 輸出促進数量確保対策

輸出ニーズに対応するため、低温貯蔵庫等に保管する場合の貯蔵経費

ウ 財団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会について

・目的

果実の生産、流通及び加工に係る総合的な施策の推進を図り、鳥取県産果実の生産安定、需要拡大を図ることを目的とした法人である。

・設立

昭和62年3月

・所在地

鳥取県鳥取市末広温泉町724

（全国農業協同組合連合会鳥取県本部 園芸部 内外流通課内）

・会員

財団法人中央果実生産出荷安定基金協会、鳥取県、全国農業協同組合連合会、鳥取県信用農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、鳥取県内の6農協

(2) 実績

過去3年間の実績は以下のとおりである。

なお当補助金は次項「4 二十世紀梨再生促進事業費補助金」の組替新規事業である。一部変更点は

あるものの、ほぼ踏襲した内容であることから併せて触れることとする。

ア 食のみやこ鳥取梨流通対策事業費補助金

(単位：円)

交付 年度	補助金等交付先	補助金等の額	補助率	財源 内訳
21	果実基金協会	13,510,488	1/2	単県

イ 二十世紀梨再生促進事業費補助金（内外流通促進対策）

(単位：円)

交付 年度	補助金等交付先	補助金等の額	補助率	財源 内訳
20	果実基金協会	5,451,989	1/2	単県
19		6,231,618		

(3) 監査の結果

ア 果実基金協会について【意見】

近年、この果実基金協会と後に触れる財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会（以下「野菜基金協会」という。）に関し、経営効率等の観点から合併が行われている事例もあることから、そのような検討がなされたことはないか県に対し質問したところ、以下の回答が得られた。

「人件費の削減を目的として、合併について検討した経緯がありますが、果実基金協会の業務は全農職員が行っており、協会として人件費を持っていないことから、合併してもメリットがないと判断されました。」

たしかに果実基金協会の収支計算書を確認したところ人件費は発生していないが、協会のコストには他に事務運営経費もあり、県側に発生するコストや処理作業に掛かる時間も無視できない。また、果実基金協会のみならず、野菜基金協会側からの検討も欠かせない。よって人件費のみの観点から合併についての検討を止めることは判断として早計である。

再度両協会の業務内容の類似性や重複がないか検討し、より効率的な運営を行うため組織体制について再検討するよう、両協議会に働きかけていただきたい。

4 二十世紀梨再生促進事業費補助金

(1) 概要

ア 交付目的

世界に誇る日本一の「梨王国元気な鳥取」づくり、「二十世紀梨再生のためのアクションプログラム」の実現のため、新規参入者の促進や需給調整等による価格安定などの総合的な対策を行い、本県の梨生産の一層の発展を図ることを目的として交付するものである。

この目的を達成するため、本補助金は以下の2つの事業から構成されている。

○明日につなぐ果樹園育成対策（梨園育成支援対策）

○内外流通促進対策（価格安定対策）

ここにおいては内外流通促進対策について述べるものとする。

イ 事業内容

梨の価格安定を図るため需給調整を行う基金創設のため、果実基金協会に対し交付するものである。

当該補助金の事業実施期間は平成18年度から平成20年度までであり、平成21年度からは上記「3 食のみやこ鳥取梨流通対策事業費補助金」へ新たに組み替えられている。

(2) 実績

内容は「3 食のみやこ鳥取梨流通対策事業費補助金」を参照されたい。

(3) 監査の結果

同じく内容は「3 食のみやこ鳥取梨流通対策事業費補助金」を参照されたい。

5 財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会運営費補助金

(1) 概要

ア 交付目的

本県野菜生産者の経営安定を図るため、野菜価格安定対策事業を行う野菜基金協会の業務運営費を補助することを目的として交付するものである。

イ 事業内容

野菜基金協会に対し、平成17年度から3年間に限り、県（4分の1負担）、市町村（4分の1負担）、JAグループ（生産者を含む。2分の1負担）で当該法人の業務運営に必要な資金を負担するものである。

ウ 野菜基金協会について

・目的

野菜価格の著しい低落があった場合に、生産者に補給金を交付すること等により野菜の安定した生産を図り、もって、野菜の価格の安定に資することを目的とした法人である。

・設立

昭和46年8月

・所在地

鳥取県鳥取市末広温泉町724

・出えん金構成

鳥取県	15,000,000円
全農とっとり	3,000,000円
鳥取県信用農業協同組合連合会	1,000,000円
全国共済農業協同組合連合会鳥取県本部	1,000,000円

(2) 実績

当補助金の実績は以下のとおりである。この事業は平成17年度から平成19年度までの3年間に限って行われた事業であることから、平成20年度及び平成21年度について補助実績はない。

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	補助金等の額	補助率	財源内訳
19	野菜基金協会	2,000,000	1/4以下	単県

(3) 監査の結果

ア 補助の必要性と金額の妥当性について【意見】

当補助金は平成19年度を最後に野菜基金協会の自立を求めて支出されていない。

しかし、平成19年度の決算書を確認したところ、5千万円超という多額の準備金（正味財産）があることから、県として200万円の運営費を補助する必要はなかったといえる。

また下記イの表にあるように、平成19年度の業務運営費は結果的に約180万円の余剰金が生じている。野菜基金協会はその余剰金を準備金として繰り入れ、翌年以降取り崩して運営費に充当していることから、期間を3年間と区切っているものの、実質的には3年を超えて補助しているのとなんら変わらないことになる。

そもそも補助金は必要なかったと考えるが、仮に補助する必要があったとしても余剰金を翌年に繰り越して利用できるような形での補助は採用すべきではない。

イ 野菜基金協会の運営状況と今後の見通しについて【意見】

下記の表は、野菜基金協会の業務運営費の収支実績の3年度比較である。

(単位：円)

区分	内 容	19年度	20年度	21年度
収	業務受託収入	1,100,000	1,077,000	1,102,000

入	受取利息	848,105	2,429,686	2,133,948
	業務運営資金受入(補助金等)	8,000,000	0	0
	業務運営資金受入(生産者負担)	0	0	1,605,000
	計	9,948,105	3,506,686	4,840,948
支 出	職員給与費	3,725,810	3,726,640	3,794,640
	退職給与引当預金	283,100	283,100	738,700
	事務費	4,115,288	3,858,170	3,022,683
	計	8,124,198	7,867,910	7,556,023
当期収支差額		1,823,907	△ 4,361,224	△ 2,715,075

(注) 当期収支差額がプラスの場合は準備金へ繰り入れ、マイナスの場合は準備金を取り崩して充当する。

当補助金が交付された平成19年度においては、補助金等の受け入れにより収支差額で余剰が生じているが、平成20年度及び平成21年度に関しては収支差額でマイナスが生じ、準備金を取り崩すことで充当している。(平成22年度の予算でも430万円程度の準備金の取り崩しを見込んでいる。)

収入面においては、平成21年度より生産者負担金を求めているが、県の補助金を受ける前に、まず野菜基金協会が実施する事業の受益者である生産者の負担を求めるのが当然であり、対応があまりに遅すぎたといえる。

また支出面では、そのうち50%超が職員の人件費と退職給与引当預金への振替であり、この人件費に手をつけられない限りこれ以上の経費削減は難しい。

野菜基金協会の業務運営報告を見ても、「今後はより財務健全化に努めなければならない」とあるだけで、そのための具体策は見えず、早期に経営改善策を考えなければ慢性的な資金不足が生じるのは確実である。

よって今後は県として再び運営費という形で補助することがないよう、その財務体質の改善と運営に十分注視し、自助努力による自立運営を促すようさらに指導力を発揮していただきたい。

また、上記「3 食のみやこ鳥取梨流通対策事業費補助金」の(3)アに記載したとおり、果実基金協会との合併も経営基盤の強化及び効率化を図るうえで今後検討すべき課題である。

6 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金

(1) 概要

ア 交付目的

特定野菜及び指定野菜の需給及び価格の安定を図り、その生産農家の経営を安定させ、もって当該野菜の産地育成を推進することを目的として交付するものである。

イ 事業内容

対象野菜の平均販売価格(鳥取県内の対象農協及び相当規模生産者の平均)が、保証基準額を大幅に下回った場合、価格差補給交付金を算定し、生産者への補給金を交付するための準備金造成に要する経費として、野菜基金協会に対し交付するものである。

(2) 実績

過去3年間の実績は以下のとおりである。

(単位:円)

交付年度	補助金等交付先	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	野菜基金協会	12,526,279	1/2以下	単県
20		28,691,602		
19		11,163,288		

(3) 監査の結果

ア 交付準備金の残高について【意見】

以下の表は、野菜基金協会の特定野菜及び指定野菜の供給産地育成価格差補給事業に係る交付準備金造成の計画と実績の比較である。

・特定野菜供給産地育成価格差補給事業の交付準備金

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
前年度繰越高	231,078	230,992	219,544	219,639	283,940	283,945
準備金積立等	27,727	26,863	84,911	84,816	34,708	34,700
補給金交付等	258,805	38,216	304,455	20,510	318,648	28,699
年度末残高	0	219,639	0	283,945	0	289,946

・指定野菜供給産地育成価格差補給事業の交付準備金

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
前年度繰越高	60,993	60,901	60,256	60,336	49,267	49,267
準備金積立等	4,217	4,309	4,056	3,975	3,847	3,847
補給金交付等	65,210	4,874	64,312	15,045	53,114	8,729
年度末残高	0	60,336	0	49,267	0	44,384

表より明らかなように、補給金の交付実績が計画を大幅に下回る水準であるため、交付準備金に多額の繰越残高が生じている。

当補助金は交付予約数量に応じて基金を造成するものであるが、実績数量を大幅に上回る交付予約数量を認めることで、このような事態が発生しているものである。このような状況では交付予約数量があまりに過大と言わざるを得ず、出荷計画数量と同量程度までの交付予約数量が必要とは思えない。

より実態に即した交付予約数量を定めて事業費の抑制を図り、県の補助金が野菜基金協会に寝かされるという事態を回避すべきである。

7 鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業費補助金

(1) 概要

ア 交付目的

指定野菜等の国の補助事業の要件には満たないものの、鳥取県の立地条件を生かした特長あるブランド野菜について、その集団産地の発展、育成及び生産者の経営の安定を図ることを目的として交付するものである。

イ 事業内容

対象となる野菜の平均販売価格が保証基準額を下回った場合、生産者への補給金の交付に要する経費として、野菜基金協会に交付するものである。

(2) 実績

過去 3 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	野菜基金協会	1,161,904	1/2 以下	単県
20		225,683		
19		101,510		

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

8 鳥取県強い農業づくり交付金

(1) 概要

多様化、高度化している消費者・実需者ニーズに対応するため、担い手を中心とした低コスト・高品質化等の取組を推進し、需要に応じた生産の確保、生産性の向上、品質の向上等による高品質農畜産物の供給体制の確立を図るため、施設・機械等の導入に対して助成するものである。

(2) 実績

過去 3 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	補助金等の額	補助率	財源内訳	備 考	
21	倉吉市	247,195,000	1 / 2, 4 / 10, 1 / 3	国庫	鳥取中央農業協同組合	
	境港市	38,000,000			鳥取県西部特別栽培農産物生産組合	
	日吉津村	69,384,000			鳥取西部農業協同組合	
	大山町	14,400,000			鳥取西部農業協同組合	
	日南町	9,000,000			鳥取西部農業協同組合、多里生産組合	
	合計	377,979,000				
20	鳥取市	1,462,000				土居特別農産物生産組合
19	鳥取市	8,320,000				鳥取いなば農業協同組合
	鳥取県畜産農業協同組合	5,300,000				鳥取県畜産農業協同組合
	北栄町	2,615,000				田井水田生産組合
	湯梨浜町	3,220,000				浜水田営農実践組合
	合計	19,455,000				

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

9 鳥取県数量調整円滑化推進事業費補助金

(1) 概要

ア 交付目的

米政策改革を推進するとともに、米の需給及び価格の安定のため、農業者および農業者団体が主体となった生産調整を円滑に推進するため、米の生産調整業務を行う地域水田農業推進協議会(以下「地域協議会」という。)の活動経費を助成することを目的として交付するものである。

イ 事業内容

各地域協議会に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

その対象となる活動経費は以下のとおりである。

区分	補助対象となる経費内容
謝金	生産調整取組基本方針の設定検討のための謝金
	水稻生産実施計画書の配布・回収のための謝金
	生産調整実施者の現地確認のための謝金

旅費	集落等への情報提供、説明に要する職員旅費	
	県水田協議会、農業共済等関係機関との連絡調整に要する職員旅費	
	県域担当者会議への出席に要する職員旅費	
庁費	地域協議会の生産調整業務に要する経費としては下記のものが対象 ・通信運搬費(電話代等) ・印刷製本費(資料作成費) ・事務機器賃借料(コピー機、パソコン等のリース料、使用料) ・会議費(会場費、お茶購入代) ・消耗品費(文房具、コピー用紙、書籍購入費等) ・臨時職員賃金 ・自動車燃料費	
	委託料	地区農業共済組合への水稻生産実施計画書の電算入力等の委託経費

(2) 実績

過去 3 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：円)

補助金等交付先	平成19年度	平成20年度	平成21年度	補助率	財源内訳
鳥取市水田農業推進協議会	5,010,378	5,237,001	5,635,665	定額	単県
米子地域水田農業推進協議会	1,663,000	1,585,295	1,212,121		
淀江町地域水田農業推進協議会	392,000	455,000	487,000		
倉吉市地域水田農業推進協議会	2,710,000	2,745,000	2,744,000		
岩美町水田営農推進協議会	793,000	813,000	827,000		
若桜地域水田営農推進協議会	218,715	282,178	291,000		
智頭町水田農業推進協議会	580,000	548,000	504,000		
八頭町水田農業推進協議会	1,767,000	1,720,000	1,703,000		
三朝町水田農業推進協議会	623,000	611,000	605,000		
北栄町水田農業推進協議会	802,480	1,086,000	868,440		
湯梨浜水田農業推進協議会	852,000	856,000	845,621		
琴浦町水田農業推進協議会	1,681,000	1,716,000	1,529,512		
日吉津村水田農業推進協議会	158,715	146,922	139,680		
大山町水田農業推進協議会	2,075,796	2,126,000	2,262,000		
南部町水田農業推進協議会	1,160,000	1,133,000	998,744		
伯耆町地域水田農業推進協議会	1,048,795	1,058,344	1,205,750		
日南町水田農業推進協議会	1,252,000	1,428,000	1,275,000		
日野町水田農業推進協議会	201,596	371,000	360,000		
江府町地域水田農業推進協議会	525,000	528,000	532,000		
合計	23,514,475	24,445,740	24,025,533		

(3) 監査の結果

ア 按分基準の明示について【意見】

各地域協議会における 3 年間の交付申請額と実績報告額の差額を表したものが以下の表である。

(単位：円)

補助金等交付先	申請額と実績額の差額（申請－実績）		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
鳥取市水田農業推進協議会	1,017,622	873,999	525,335

米子地域水田農業推進協議会	0	97,705	480,879
淀江町地域水田農業推進協議会	0	0	0
倉吉市地域水田農業推進協議会	0	0	0
岩美町水田営農推進協議会	0	0	0
若桜地域水田営農推進協議会	110,285	20,822	0
智頭町水田農業推進協議会	0	0	0
八頭町水田農業推進協議会	0	0	0
三朝町水田農業推進協議会	0	0	0
北栄町水田農業推進協議会	132,520	0	190,560
湯梨浜水田農業推進協議会	0	0	5,379
琴浦町水田農業推進協議会	0	0	104,488
日吉津村水田農業推進協議会	285	78	2,320
大山町水田農業推進協議会	396,204	0	0
南部町水田農業推進協議会	0	0	126,256
伯耆町地域水田農業推進協議会	135,205	155,656	30,250
日南町水田農業推進協議会	0	0	0
日野町水田農業推進協議会	194,404	0	0
江府町地域水田農業推進協議会	0	0	0

この表によれば、多数の地域協議会において交付申請額と実績報告額が同額になるということが発生している。

このようなことが起こるのは協議会内の共通経費を他事業と調整して按分したり、地域協議会が置かれている農協との費用負担割合を調整しているからである。

よって経費を按分している場合は、その基準を交付申請書及び実績報告書に記載させるべきであり、またその按分基準は交付申請時及び実績報告時で変更させない等、安易な調整経理ができないよう指導を徹底すべきである。

イ 予算と実績の経費単位での比較【意見】

過去3年間で最も多額の補助金を受けている鳥取市水田農業推進協議会を抽出し、予算額と実績額をその内容別に比較したものが以下の表である。

(単位：円)

年度	経費区分	予算額	決算額	差引増減
21	謝金	4,520,000	3,664,000	△ 856,000
	旅費	100,000	0	△ 100,000
	庁費	984,000	1,971,665	987,665
	委託料	557,000	0	△ 557,000
	支出合計	6,161,000	5,635,665	△ 525,335
20	謝金	5,291,000	2,393,000	△ 2,898,000
	旅費	20,000	0	△ 20,000
	庁費	800,000	987,701	187,701
	委託料	0	1,856,300	1,856,300
	支出合計	6,111,000	5,237,001	△ 873,999
19	謝金	5,628,000	4,034,605	△ 1,593,395
	旅費	400,000	60,347	△ 339,653
	庁費	0	901,781	901,781

	委託料	0	13,645	13,645
	支出合計	6,028,000	5,010,378	△ 1,017,622

この表から明らかであるように、予算額と決算額で大きく乖離している経費が見受けられる。これは一例であるが、このような実態は各地域協議会にも見られるものである。

現在の補助金制度として、補助対象事業の各経費単位での精算にはこだわらず、あくまで予算と実績のトータル額での精算で足りるとしても、このように対象経費ごとの金額が大きく異なることになれば、予算というものが全く意味をなさないものになる。

よって今後は予算をより精密に計上するよう指導するとともに、検査の際にはトータル金額の比較にとどまらず、個々の費目についても予算と実績の比較を重視し、大きく増減した場合にはその理由を明らかにさせるべきである。

第3 畜産課

1 財団法人鳥取県畜産振興協会自立支援事業交付金

(1) 概要

財団法人鳥取県畜産振興協会（以下「畜産振興協会」という。）は、農山間地域における肉用牛及び乳用牛育成牧場の整備及び運営を図るため、昭和41年に設立された法人である。畜産振興協会が運営する公共育成牧場は、これまで酪農経営や和牛繁殖経営の規模拡大に貢献してきたが、その牧場運営に毎年度公費を投入していたことから、県における関与の見直しを行い、今後は自主運営の方向へと向かうこととなった。

当交付金は平成24年度からの畜産振興協会の自主運営に向けて、以下の事業について助成金の交付を行うものである。

- ア 牧野の管理を行うためのトラクター購入費用
- イ 機械の維持修繕と職員の技術習得を専門業者に委託する費用
- ウ 協会が使用する県有建物を継続使用できるように修繕する費用
- エ 協会に派遣される県職員に対する人件費を支給する費用
- オ その他

(2) 交付金の金額

交付金は平成19年6月8日に5年分として合計300,049千円の交付が決定しており、平成21年度は55,111千円が交付されている。

各年度の費用単位の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
トラクター購入	16,800	0	0	0	0	16,800
人件費	53,329	47,133	37,806	29,228	29,228	196,724
機械修繕委託	4,725	4,725	4,725	4,725	4,725	23,625
建物修繕	12,580	12,580	12,580	12,580	12,580	62,900
合 計	87,434	64,438	55,111	46,533	46,533	300,049

(3) 畜産振興協会の財務状況

過去3年間の畜産振興協会の一般正味財産増減額と県からの補助金額を以下の表に示した。

(単位：円)

	一般正味財産増減額	県からの交付金	差 引
平成21年度	18,660,849	55,111,000	△ 36,450,151
平成20年度	△ 98,240,248	64,438,000	△ 162,678,248
平成19年度	25,662,149	87,434,000	△ 61,771,851

合 計	△ 53,917,250	206,983,000	△ 260,900,250
-----	--------------	-------------	---------------

(注) 平成20年度の一般正味財産増減額のうち、88,406,010円は、過年度の減価償却費相当額である。

平成19年度から平成21年度までの3年間の収支状況をみると、県からの交付金を除いた場合、一般正味財産増減額は3年間ともマイナスであり、県からの交付金に頼った運営が行われていることが分かる。

平成21年度は前年度に比べ、事業費を2,500万円程度削減するなど経営努力は認められるが、このような財政状態では自立化はままならず、更なる努力を払う必要がある。

平成21年度の収支状況の内訳としては、経常収益は約2億5千万円であるが、その大部分は放牧委託料で、金額は1億8千万円である。預託頭数は延べ36万頭であり、前年度より8%程度の増加になっている。また、費用のうちの主なものは、飼料費7,600万円、給料手当5,800万円、出向職員に対する出向負担金1,400万円、その他機械修繕費などである。

(4) 監査の結果

ア 経営改善の指導について【意見】

この事業に係る交付金は、平成19年度に5年分が交付決定され、その計画に基づいて上記金額が毎年度概算払いされている。各年度における未使用額は、平成23年度終了まで精算されないため、各年度の事務執行を充分把握し、経営改善に向けた経費節減に関する指導を行う必要がある。

イ 交付決定の時期について【指摘事項】

この交付金に係る交付申請書が平成19年4月26日付で提出されているのに対し、決定通知書は平成19年6月8日付で通知されている。交付要綱では、「交付決定は原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うべき」とされており、迅速に交付手続きをすべきである。

ウ 機械維持修繕について【意見】

牧場で使用する機械の修理点検業務については、以前は県からの派遣職員2名が行っていた。しかし、自立化に伴う派遣職員の廃止に伴い新たな技術者を養成するため、平成19年度から平成23年度までの5年間の技術者養成計画を立てて、技術者の養成を行っている。この計画によると、初年度は専門業者が修理を行うと同時に職員を指導し、段階的に修理方法を習得させることになっている。そのための機械修理委託料が年間472万円の予算として計上され、実際に委託料の支払を行っている。

しかし、機械維持修繕に要する費用は外部委託にしたほうが低額で済むので、内部技術者を養成する必要性は低いと考えられるので、民間業者による競争入札を行うことを検討すべきである。

2 鳥取県肉豚経営安定対策事業費補助金

(1) 概要

肉豚価格が大幅に下落した場合、価格差を補てんすることにより、肉豚の安定供給と養豚農家の経営安定を図ることを目的として、肉豚価格差補てん事業を行う社団法人鳥取県畜産推進機構（以下「畜産推進機構」という。）に対して補助するものである。

肉豚における価格差補てん事業としては、国が独立行政法人農畜産業振興機構を通じて行う「肉豚価格差補てん事業」がある。この事業は、国からの補助及び生産者の拠出からなる肉豚基金を造成し、肉豚価格が地域保証価格を下回った場合に、この基金から価格差を補てんする事業であるが、県の行う事業はこの事業を補完する性格のものである。

(2) 鳥取県における養豚業の状況

「平成22年度・鳥取県農林水産業の概要」によると、平成20年の本県の養豚産出額は約53億円であり、全国シェアは26位である。平成22年には県内の養豚農家は46戸、一戸当たりの飼育頭数は1,616頭であり、ここ数年は順調に増加している。平成20年の県内の農業産出額に占める養豚の割合は7.5%であり、平成12年当時の5.3%に比べその比重は増している。

(3) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	畜産推進機構	鳥取市	134,568,871	1/3	単県
20			50,617,688		

平成21年度は26戸に対し、約10万頭分、13,456万円の補助金を支出している。平成21年度における補助金の金額が平成20年度に比べ大きく増加しているのは、肉豚価格が大幅に下落したことにより、補てん金が増加したことによるものである。県は平成21年度当初予算2,657万円に加え、9月補正予算で2,869万円、2月補正予算で8,483万円の計上を行い、これに対応した。

(4) 補助金の交付基準

平成20年度第2四半期までは枝肉1kg当たり380円以下、それ以降は枝肉1kg当たり450円以下の価格になったときに、差額部分の3分の1相当額の補助金を四半期ごとに交付している。価格は大阪市中央卸売市場の豚枝肉の四半期の格付け並以上の加重平均単価による。また、一頭当たりの枝肉重量は73kgとして計算を行う。

平成21年度の四半期ごとの補助金交付状況は以下のとおりである。

(単位：円)

	平均単価	発動単価	価格差	対象頭数	補てん額
第1四半期	416	450	34	23,993頭	19,842,211
第2四半期	423	450	27	24,054頭	15,803,478
第3四半期	359	450	91	26,777頭	59,284,278
第4四半期	366	450	84	26,286頭	39,638,904
合計				101,110頭	134,568,871

(注) 補てん金額は、(価格差×73kg×1/3)×対象頭数

ただし、第4四半期については追加の補助金が生じているためこの限りではない。

平成21年度第2四半期から第3四半期へかけて、枝肉1kg当たりの平均単価が423円から359円へと約15%値下がりしており、下半期にかけて肉豚価格が大きく下落した。このような価格の著しい変動が養豚農家の経営基盤を不安定にしていることは容易に想像でき、これら養豚農家の経営基盤を守るために価格補てん事業を行うことは、やむを得ないところである。

(5) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

3 鳥取県畜産振興対策事業(肉用牛肥育経営安定対策事業) 費補助金

(1) 概要

肉用牛肥育経営については、もと畜(食肉生産を目的として肥育される牛の肥育開始前のもの)の導入から肥育牛の出荷までは相当期間を要し、かつ生産費用に占めるもと畜費の割合が大きいため、もと畜及び枝肉価格の水準によっては経営収支の悪化が懸念される。そのためには、肉用牛肥育経営の収益性が悪化したときに肥育牛補てん金を交付し、経営安定と生産基盤の拡大に資する必要がある。

この目的を達成するため、肉用牛の価格安定対策を行う畜産推進機構に基金を造成するのであるが、当補助金はこの基金造成に必要な資金を支出するものである。この基金は国が3/4、県が1/12、生産者等が1/6をそれぞれ拠出することとなっている。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	畜産推進機構	鳥取市	23,189,300	1/12	県+国
20			16,204,950		

19		12,814,700	
----	--	------------	--

平成21年度は畜産推進機構に対し、約2,300万円の補助金が交付された。

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

4 鳥取県畜産振興対策事業（肉用子牛価格安定事業）費補助金

(1) 概要

肉用子牛の取引価格が低落した場合に、補給金を交付して生産者の所得を確保するために、畜産推進機構内に肉用子牛価格安定資金を積み立てる。この生産者積立金の一部を助成するため、補助金の交付を行うものである。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	畜産推進機構	鳥取市	15,889,925	1/4	県+国
20			16,125,575		
19			14,925,350		

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

5 第10回全共出品対策事業費補助金

(1) 補助金の概要

平成24年に長崎県で開催される第10回全国和牛能力共進会への出品対策を実施するための補助金である。共進会において本県出品牛が優秀な成績を収めることにより、本県産和牛の県外へのアピールと和牛産地の振興を目指すための活動に対して補助を行うものである。

事業実施主体は畜産推進機構内に設置されている「第10回全国和牛能力共進会鳥取推進委員会」である。推進委員会会長は鳥取県農業協同組合の会長であり、同委員会は推進委員11名、事務局員6名で構成されている（平成22年4月現在）。また推進委員には県農林水産部の職員あるいは農業団体の役員などが就任している。

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は以下のとおりである。

ア 地域出品対策協議会が行う活動に要する経費

地域における出品対策を実施するため、県内31か所に地域協議会を設置している。地域協議会の主な活動としては、地域出品対策協議会の開催、研修会の開催、地域巡回指導の実施である。これらの活動に充てるため、各地域協議会に一律221千円の補助を行っている。

イ 指定交配費助成

出品候補となる牛を計画的に生産するため、出品対策部会が出品区ごとに種雄牛を定め、相性が合う優秀な雌牛を選定して指定交配を行う。その際、該当雌牛を所有する農家に対し、1頭当たり5千円の種付け経費を助成するものである。平成21年度は54頭に対し補助を行っている。

ウ 肉用牛振興大会に要する経費

生産者の意欲を向上させる「肉用牛振興大会」や、過去の全共肥育の部で優秀な成績を収めた地域への「若手後継者技術向上研修」を実施する費用を補助するものである。

エ 勝安波ブランド化・肥育実証事業に要する経費

第10回全共肉牛の部の交配種雄牛である「勝安波」の産子を購入するための「勝安波ブランド化・肥育実証事業基金」の造成費用を補助するものである。

推進委員会は鳥取県中央家畜市場で開催される和子牛セリで対象牛を購入し、一定の要件（過去において全国和牛能力共進会に出品したことがあるもの等）を満たす農家に貸し付ける。借り受けた農

家は、本番同様の飼育管理を行い、改善すべき点等を確認し、飼育管理技術の更なるアップを図り、共進会本番に向けたシミュレーションを行う。

最終的には24か月経過後に枝肉販売を行い、その販売代金から貸付牛の購入代金の80%を県に返還する。全額返還ではなく80%相当額の返還となっているのは、この事業に係る牛は本来の肥育とは異なり24か月出荷を行う必要があるため、売却収入が通常に比べ減少する恐れがあることを考慮した結果である。

平成21年度は、51頭の雄牛を購入し貸付を行っている。その購入費用は合計で約2,300万円、1頭当たりの費用は約45万円である。そのうちの約半分を県が負担し、残りの半分はJAグループが負担している。

オ 事務局運営その他に要する経費

推進委員会、出品対策部会の開催及び事務局を運営するための経費を補助するものである。

(3) 補助金の金額

この事業は平成21年度開始事業であるため、平成20年度以前の補助はない。

平成21年度は約1,300万円弱の補助金を交付している。

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	第10回全国和牛能力共進会鳥取県推進委員会	鳥取市	12,872,500	1/2	単県

(4) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

6 和牛再生促進事業（優良雌産子保留支援）費補助金

(1) 概要

県内和牛の振興を図るため、鳥取県は平成21年に和牛振興の方針及び具体的施策を定めた「鳥取県和牛ビジョン」を策定している。その和牛ビジョンに定める目標達成のため、この事業をはじめとする複数の事業からなる「和牛再生促進事業」を行っている。

この事業は県内繁殖雌牛の県内保留率を上昇させ、更なる雌牛の改良を図るため、高能力雌子牛を生産者が繁殖雌牛として導入する経費を助成するものである。

対象となる雌子牛は鳥取県内で生産され、次のアまたはイの要件を満たすものである。

ア 父牛及び母牛のロース芯面積、脂肪交雑、枝肉重量のいずれかの育種価又は期待育種価が県内の上位1/4以上の牛

イ 地域の和牛改良組合が保留すべきと認めた牛

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	鳥取いなば農業協同組合	鳥取市	838,000	1/2	単県
	鳥取中央農業協同組合	倉吉市	1,119,500		
	鳥取西部農業協同組合	米子市	1,763,500		
	合計		3,721,000		
20	鳥取いなば農業協同組合	鳥取市	873,000	1/2	単県
	鳥取中央農業協同組合	倉吉市	1,452,000		
	鳥取西部農業協同組合	米子市	1,941,000		
	合計		4,266,000		

平成21年度は県内の3農協に対し、合計で約370万円の補助を行っている。

(3) 監査の結果

ア 補助金交付の要件について【意見】

補助金の交付対象となる和牛雌子牛の要件として、「地域の和牛改良組合が保留すべきと認めた牛」との項目がある。このような要件になっているのは、各和牛改良組合で、これまでの経過や課題、改良方針等が異なり、その独自性を尊重するためである。

地域の和牛改良組合が保留すべきと認めた牛については、各和牛改良組合で具体的な基準を定めていながら実際には県と和牛改良組合の協議に基づき決定している。従って、この決定手続きについて交付要綱等で具体的に定めるべきである。

7 和牛再生促進事業（優良雌牛増頭支援）費補助金

(1) 概要

繁殖雌牛の増頭のため、県内外で生産された雌牛を農協等が購入する際、一定の要件を満たすことを条件として、以下の補助金を交付するものである。

- ・ 県内雌牛の場合、一頭当たり40,000円
- ・ 県外雌牛の場合、一頭当たり80,000円

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	鳥取いなば農業協同組合	鳥取市	1,880,000	定額	単県
	鳥取中央農業協同組合	倉吉市	3,080,000		
	鳥取西部農業協同組合	米子市	4,560,000		
	合計		9,520,000		

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

8 和牛再生促進事業（肥育牛増頭対策）補助金

(1) 補助金の概要

繁殖肥育一貫農家が安心・安全な牛肉生産の推進を図るために、自家保留牛を肥育するための肥育牛舎を増築又は新築するために要する費用を助成するものである。

平成21年までは農家に直接交付していたが、平成22年度以降は市町村を通じて補助する。

1㎡あたり5万円が補助限度額となる。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	個人農業者A	鳥取市	4,044,000	1/3	単県
	個人農業者B	鳥取市	3,483,000		
	個人農業者C	伯耆町	1,168,000		
	合計		8,695,000		

平成21年度は3件の個人農業者に対して直接補助を行っている。

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

9 和牛再生促進事業（新規参入円滑化支援）補助金

(1) 概要

新たに和牛繁殖経営を開始する者（経営規模が認定就農者の認定基準に満たない規模）（以下「新規参入者」という。）に対して以下の費用を助成するものである。

ア 施設整備

新規参入者の経営開始に必要な家畜飼養管理用施設（畜舎、堆肥舎等）の整備費

イ 雌牛導入

新規参入者の経営開始に必要な和牛繁殖雌牛の購入に要する経費

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	鳥取市	5,891,000	1/3	単県
	八頭町	715,900		
	三朝町	2,612,000		
	伯耆町	1,311,000		
	日南町	580,000		
	合計	11,109,900		
20	鳥取市	3,670,000	1/3	単県
	八頭町	1,437,916		
	合計	5,107,916		

平成21年度は5市町に対して約1,100万円の補助金を交付している。

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

10 和牛再生促進事業(増頭に係る家畜ふん尿処理施設整備支援)補助金

(1) 概要

和牛繁殖雌牛の増頭に伴う下記のアまたはイにかかる経費を助成するものである。

ア 農協が家畜排せつ物の処理施設を整備し、和牛繁殖雌牛を増頭する農家(以下「増頭農家」という。)に貸し付ける場合、当該施設の整備に要する経費

イ 増頭農家が家畜排せつ物の処理施設の整備に要する経費

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	個人農業者A	伯耆町	1,675,000	1/2	単県
	個人農業者B	日南町	1,250,000		
	合計		2,925,000		

平成21年度は2件の個人農業者に対してそれぞれ補助金が交付された。

この事業は平成21年度に新たに開始した事業であり、それ以前の支出はない。

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

11 自給飼料増産支援事業補助金

(1) 概要

近年、世界的な飼料価格の高止まり傾向が続いている。国も自給飼料増産対策について緊急対策を打ち出しており、鳥取県内でも自給飼料の増産に対する意欲が高まっている。

そのため、地域ごとの具体的な対応を「鳥取県粗飼料増産行動計画」として取りまとめ、生産者や団体等の関係者が一体となり、トウモロコシや飼料用稲の増産を支援するための補助を行うものである。

具体的には、以下の事業について補助金を交付する。

ア バンカーサイロ整備事業

自給飼料増産に取り組む酪農家に対し、トウモロコシサイレージ調製用バンカーサイロを一定期間貸し付けた後に譲渡する場合における、バンカーサイロ整備に要する経費を補助する。

イ コーンサイレージ品質向上支援事業

トウモロコシの栽培技術、サイレージ品質の管理及び給与技術の向上並びに平準化を目的とした農家向け研修、先進地視察等に要する経費を補助する。

ウ 飼料生産受託組織育成支援事業

コントラクター組合等が主体的に行う、集落の担い手を対象としたオペレータ育成研修に要する経費を補助する。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	大山乳業農業協同組合	琴浦町	9,918,100	1/2	単県
	株式会社東部コントラクター	鳥取市	143,000		
	倉吉コントラクター組合	倉吉市	150,000		
	東伯コントラクター組合	琴浦町	150,000		
	萩原コントラクター組合	大山町	150,000		
	大山ビューコントラクター組合	大山町	150,000		
	合計		10,661,100		
20	大山乳業農業協同組合	琴浦町	12,922,329		
	株式会社東部コントラクター	鳥取市	119,000		
	倉吉コントラクター組合	倉吉市	150,000		
	東伯コントラクター組合	琴浦町	150,000		
	萩原コントラクター組合	大山町	150,000		
	大山ビューコントラクター組合	大山町	150,000		
	合計		13,641,329		
19	大山乳業農業協同組合	琴浦町	825,000		

平成21年度は1か所の農業協同組合と4か所のコントラクター組合、さらに1社の株式会社に対して合計で約1,000万円の補助を行っている。

(3) 監査の結果

ア コントラクター組合に対する補助金について【意見】

倉吉・東伯・萩原・大山ビューの各コントラクター組合の平成21年度の飼料生産受託組織育成支援事業の実施計画書と実績報告書を以下に示す。

(単位：円)

交付先	計 画		実 績	
	事業内容	事業費	事業内容	事業費
倉吉コントラクター組合	研修会12回	138,000	研修会20回 (単価15,000円)	300,000
	破損個所修繕6か所	162,000		
	合計	300,000		
東伯コントラクター組合	研修会12回	138,000	研修会30回 (単価10,000円)	300,000
	破損個所修繕6か所	162,000		
	合計	300,000		
萩原コントラクター組合	研修会12回	138,000	研修会15回 (講師2人)	300,000
	破損個所修繕6か所	162,000		

	合計	300,000	単価 (10,000円)	
大山ビューコントラクター 組合	研修会12回	138,000	研修会20回 単価 (15,000円)	300,000
	破損箇所修繕 6 か所	162,000		
	合計	300,000		

これら 4 組合は全て計画と実績でその事業内容が大幅に変更になっているにもかかわらず、その事業費には変更がなかった。

4 組合とも当初の計画では、研修会12回、破損箇所修繕 6 か所の計画で、合計30万円の事業費を計上していた。しかしながら実績報告書を見ると、破損箇所修繕を行った組合は一つもなく、各組合ともに研修会の開催回数及び講師に対する報酬単価を変更したことによって、結果として計画通り30万円の事業費を要したことになる。

上記の計画と実績の相違について県担当者に確認したところ、以下の回答を得た。

・研修会回数の変更について

「計画していた研修回数では受講者が技術習得する段階まで到達しなかったため、研修回数を増加した。」

・研修単価の変更について

「計画時の単価は概算数値で、実績の単価は各コントラクター組合のオペレーター料金を元に講師に支払った。」

・修繕が行われなかった理由について

「破損がなく修繕が不要であった。」

修繕計画などは実際に行わない限り不確定であることは理解できるが、研修回数と講師日当の単価については、その算定根拠が精査されたものとはいえない。

従って、計画と実績で事業内容の変更が生じたときの取扱いを定めておく必要がある。

12 自給飼料用施設機械整備事業費補助金

(1) 概要

コントラクター組合等が利用する共同利用機械（飼料収穫機、ラッピングマシン等）導入に係る経費を補助するものである。

この補助金の交付の根拠としては、「鳥取県畜産振興対策事業費補助金交付要綱」に基づくものと、「鳥取県強い農業づくり交付金」に基づくものとの二種類がある。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	鳥取県畜産農業協同組合	鳥取市	11,148,000	1 / 2	県+国
	伯耆町	伯耆町	4,037,000		
	合計		15,185,000		
20	大山乳業農業協同組合	琴浦町	19,000,000		国
	鳥取県畜産農業協同組合	鳥取市	8,700,000		
	伯耆町	伯耆町	4,490,000		
	合計		32,190,000		
19	鳥取県畜産農業協同組合	鳥取市	5,300,000		

(注) 平成19年度分は生産振興課扱いである。

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

13 自給飼料生産体制整備緊急支援事業補助金

(1) 概要

国が行う個人向け機械等の導入支援リース事業を活用して、自給飼料生産体制を強化する取組を行う農家に対し、1/6の上乗せ助成を行うものである。

具体的には次の2つの取組に対し補助を行う。

ア 畜産経営生産性向上支援事業

飼料費低減等に資する機械等を借り受けて自給飼料生産を強化する畜産農家に対し、当該機械の導入価格の1/6を補助する。

イ 畜産自給力強化緊急支援事業

飼料支給率向上に資する機械を借り受けて自給飼料生産の取組を強化する畜産農家に対し、当該機械の導入価格の1/6を補助する。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	鳥取市	3,189,949	定額	県
	大山乳業農業協同組合	琴浦町	16,972,487		
	合計		20,162,436		
20	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	鳥取市	3,462,069		
	大山乳業農業協同組合	琴浦町	16,111,823		
	合計		19,573,892		

平成21年度においては、2か所の組合に対し約2,000万円の補助金を交付している。全農とつとりはこれらの補助金を元に、国のリース事業を活用して機械を借り受け、飼料費の低減を図った農家10戸に対し自給飼料生産奨励金を交付した。また、大山乳業は32戸の農家に対して同じく自給飼料生産奨励金を交付した。

(3) 監査の結果

ア 検証手続きについて【意見】

実績報告書に飼料作物作付面積の現状・目標・実績が一覧表になっているが、なかには目標未達成のケース、現状と実績に変化がないケース、現状に比べ実績が減少したケースが存在する。

このような特に減少したケースについては県が検証する必要がある。

第4 経営支援課

1 鳥取県就農条件整備事業補助金・就農基盤整備事業費補助金

(1) 概要

将来、本県の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の就農の促進及び自立を支援するため、新規就農者の就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図るために補助するものである。

この事業は、平成19年度までは「就農基盤整備事業費補助金」、平成20年度以降は「鳥取県就農条件整備事業補助金」と名称が変更になっているが、事業内容はほぼ同一で、対象者の要件等を見直したものである。

具体的には以下の2事業により構成されている。

ア 農協又は公社が認定就農者等に対し、就農時及び就農時から5年以内に営農に必要な機械及び施設を整備して貸与し、貸与期間（12年以内）終了後に無償譲渡する事業

イ 認定就農者等が就農時及び就農時から5年以内に新たな機械及び施設を自ら整備する事業補助対象者は、認定就農者、認定就農者に準ずる者（親の事業を引き継ぐ場合等、一定の要件を満たす者）である。また、農業経営簿記による記帳を行うことも要件としている。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	鳥取市	3,426,000	1/3以内	単県
	八頭町	6,666,000		
	鳥取市	523,000		
	倉吉市	1,693,000		
	三朝町	1,410,000		
	琴浦町	538,773		
	北栄町	5,631,000		
	米子市	3,251,000		
	大山町	1,694,000		
	南部町	6,658,000		
	合計	31,490,773		
20	鳥取市	2,134,000	1/3以内	単県
	北栄町	6,851,000		
	米子市	3,092,000		
	大山町	2,456,000		
	合計	14,533,000		
19	鳥取市	5,388,000	1/3以内	単県
	八頭町	1,903,000		
	倉吉市	333,000		
	北栄町	1,275,000		
	米子市	10,937,000		
	境港市	394,000		
	大山町	4,252,000		
	伯耆町	8,537,000		
	合計	33,019,000		

平成21年度は10市町に対し、約3,150万円の補助を行い、19の事業が行われた。

(3) 新規就農者に対する鳥取県の支援体制

鳥取県においては、新規就農者の支援メニューとして、この事業のほか主に以下の事業を行っている。

ア 農業体験・研修制度

農業への参入に興味を持つ人に対しては、農業大学校が実施する体験研修や農業農村担い手育成機構が実施する農業視察研修、本格的な就農を志す人に対しては、担い手育成機構が先進農家、あるいは農業法人に派遣して実践的な技術研修を行うアグリスタート研修等の研修制度。

イ 就農支援資金の貸付制度

就農研修資金、就農準備資金、就農施設資金等の就農支援資金の貸付制度。

ウ その他助成制度

就農初期に係る運転資金、基盤整備等に活用できる交付金を交付する就農応援交付金制度や、農業経営、農村生活における相談に対応するための就農・くらしアドバイザー設置事業等がある。

(4) 監査の結果

ア 営農報告書の提出期限について【指摘事項】

実施要領第11によると、事業完了後5年間、毎年3月31日までに市町村長に営農報告を行うものとされている。しかし、監査を行った営農報告書の一部に、その作成年月日が平成22年4月1日、鳥取

市役所の受付印が平成22年7月となっているものが存在した。実施要領に基づき適正に業務を遂行すべきである。

2 鳥取県農業経営対策事業費等補助金（鳥取県版「農」の雇用緊急支援事業）

(1) 概要

新規就業者、新規就農者の早期育成に必要な実践研修を行う農業法人、農地保有合理化法人、食品加工業者等の負担軽減のため、研修経費の一部を助成するものである。

具体的には、次の事業に対し補助を行う。

ア 新規就業者早期育成支援事業

新規就農希望者等を雇用する農業法人に対し、実践研修を行うのに必要な経費を助成する。

イ 就農研修支援事業

新規就農希望者と雇用契約を締結し、農業大学校等への研修派遣や自ら研修を行う農地保有合理化法人に対し、研修費等を助成する。

ウ 県産農林水産物加工業者雇用支援事業

県産農林水産物を利用した加工品等の開発・販売を行うために、離職者等を新たに雇用する食品加工業者に対し、研修費等を助成する。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	鳥取県農業会議	鳥取市	93,805,051	10/10	単県
	財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構	鳥取市	9,749,160		
	財団法人鳥取市ふるさと農業公社	鳥取市	6,916,686		
	財団法人岩美町農業振興公社	岩美町	1,542,402		
	鳥取中央農業協同組合	倉吉市	734,297		
	財団法人日南町地域振興公社	日南町	11,795,802		
	株式会社A	鳥取市	4,220,870		
	B株式会社	鳥取市	1,778,010		
	株式会社C	鳥取市	1,928,780		
	D協同組合	鳥取市	3,930,754		
	株式会社E	岩美町	4,445,560		
	株式会社F	智頭町	322,017		
	株式会社G	境港市	1,927,259		
	H株式会社	境港市	1,942,780		
	株式会社I	境港市	1,118,160		
	株式会社J	境港市	1,102,960		
	株式会社K	江府町	6,959,760		
株式会社L	日野町	1,070,160			
有限会社M	日野町	1,872,780			
	合計		157,163,248		

平成21年度は、19の組織に対し、約1億6,000万円の補助金を支出している。

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

3 鳥取県農業経営対策事業費等補助金（就農相談窓口設置事業）

(1) 概要

財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「担い手育成機構」という。）が新規就農希望者に対

して行う就農相談、就農啓発、就農支援資金の貸付業務などに要する経費を助成するものである。

なお、補助金交付先である担い手育成機構は、平成21年12月1日に「財団法人鳥取県農業開発公社」と「財団法人鳥取県農業担い手育成基金」の統合により設立された法人である。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	担い手育成機構	鳥取市	5,422,461	1/2以内、 10/10	単県
20	財団法人鳥取県農業担い手育成		5,355,039		
19	基金		4,757,760		

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

4 就農支援資金償還免除事業費補助金

(1) 概要

担い手育成機構が、就農支援資金のうち就農研修資金を貸し付けた認定就農者又は認定雇用主に対して、その償還を猶予し及び免除する事業に対し補助金を交付するものである。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	担い手育成機構	鳥取市	18,058,578	10/10	単県
20	財団法人鳥取県農業担い手育成		19,684,112		
19	基金		22,199,564		

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

5 鳥取県経営構造対策事業補助金

(1) 概要

鳥取県農業会議が行う、経営構造対策関連事業の円滑かつ適正な実施に向けた指導・助言、目標達成状況の点検評価などの諸活動に必要な経費を助成するものである。

主な事業内容としては以下のとおりである。

- ア 指導助言体制の整備
- イ 指導推進体制会議の開催
- ウ 評価活動等の支援
- エ 情報の収集および提供
- オ 経営確立指導調査
- カ 経営構造対策等の点検評価等

(2) 補助金の金額

平成19年度から平成21年度までの各年において、約400万円の補助金を交付している。

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	鳥取県農業会議	鳥取市	4,052,000	10/10	単県
20			4,590,000		
19			4,770,000		

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

6 鳥取県農業経営対策事業費等補助金（鳥取へI J U！アグリスタート研修事業）

(1) 概要

担い手育成機構が、県内での就農又は農業法人等への就職を希望するI J Uターン者等を農業研修生として雇用し、農業法人等を受入先とした技術習得のための実践現地研修を実施することを支援し、農業法人等の雇用拡大及び新規就農者確保育成の円滑化を図る事業を補助するものである。

研修生は1年間、担い手育成機構の職員として給料を受け取りながら、農業法人やベテラン農家等で農業の実践技術を習得する。研修生はまず2か月間のトライアル研修を行って農業への適性を判断し、残りの10か月で本格的な農業技術の実践研修を行う。

平成21年7月に第1期生の募集があり、38名の応募者のうち合格者である15名が研修を行っている。また、平成21年12月にも第2期生の募集を行い、応募者50名のうち15名が合格し、平成22年4月から研修を受けている。

これらの研修生のうち半数以上が20代・30代の若手研修生であり、また応募者の約7割が県外者である。

(2) 補助金の金額

この事業は平成21年度から新たに開始された事業であり、約900万円の補助金を支出している。

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	担い手育成機構	鳥取市	9,255,896	10/10	県

(3) 監査の結果

ア 事業のアピールについて【意見】

研修生に対し、給料はもちろん住宅手当や敷金礼金、また鳥取県までの赴任旅費も助成対象としており、県はこのような手厚い支援は全国一であるとしている。

農業を志す県外者に対し、このような支援を行うことにより、鳥取県での新規就農者の増加が期待される事業であるから、このような取組を県外者に対してさらにアピールすることが必要である。

イ 研修終了後の進路について【意見】

平成21年度末時点で研修が終了していないため、研修生の卒業後の進路は明らかでないが、具体的な戦略はあるのだろうか。インフラ整備も不十分なままに農業参入を勧めても、着実な結果を期待することはできないのである。

よって、研修を修了したが就職先も見つからず、新規就農しようにも農地がないといった問題が生じないように、研修修了者には優先的に就職先を斡旋する等の配慮が必要である。

ウ 研修中止時のペナルティについて【意見】

自己都合により研修を中止する場合の罰則が特に設けられていないが、ある程度のペナルティを設けるべきである。研修参加者には、税金を使って他の就農希望者よりも恵まれた環境で研修を行っているという自覚が必要である。もちろんやむを得ない事情がある場合は仕方がないが、自己都合の場合に何らかの措置をとることも考える必要がある。

7 鳥取県農地保有合理化促進事業費補助金

(1) 概要

農地保有合理化法人が行う農業経営の規模拡大、農地の集団化その他の農地保有の合理化の促進を支援することを目的とした補助金である。

「農地保有の合理化」とは、日本農業の特徴ともいえる零細な経営や零細な農地の保有を、より効率的に農業生産が展開できるような形態にすることである。

つまり、担い手農家の経営規模の拡大や、農地の集団化などを行うことで、効率的な農業生産を目指すものである。

その中において、この農地保有合理化促進事業とは、「農地保有の合理化」を進めるために、営利を目的としない法人（農地保有合理化法人）が、規模の縮小や離農する農家などから農地を買い入れ、もしくは借り入れて、一定期間保有した後に一定要件を満たした担い手農家に売り渡しや貸し付けを行う事業である。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	担い手育成機構	鳥取市	18,333,000	1 / 2 6 / 10 10 / 10 等	県 + 国
	財団法人岩美町農業振興公社	岩美町	300,000		
	合計		18,633,000		
20	財団法人鳥取県農業開発公社	鳥取市	23,761,000		
	財団法人鳥取市ふるさと農業公社	鳥取市	120,000		
	財団法人岩美町農業振興公社	岩美町	300,000		
	合計		24,181,000		
19	財団法人鳥取県農業開発公社	鳥取市	24,626,000		
	財団法人国府町農業公社	鳥取市	120,000		
	財団法人岩美町農業振興公社	岩美町	300,000		
	財団法人境港市農業公社	境港市	120,000		
	合計		25,166,000		

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

8 鳥取県農地確保・利用支援事業費補助金

(1) 概要

農業者の高齢化や後継者不足による農業労働力の減少等により、本県では耕作放棄地が3,410ha（平成17年現在）となっており、平成12年からの5年間で約712ha増加している状況である。このような状況のなか、農地を確保し最大限有効利用しようとする地域の取組を後押しするため、耕作放棄地の引き受け、農地の保全管理及び農地の面的集積を支援する事業である。

具体的な補助対象経費は以下のとおりである。

ア 農地引受交付金

特定農業法人等が耕作放棄地等を引受けて営農する場合に必要な経費

イ 農地保全管理交付金

市町村農地保有合理化法人等が農地の保全管理を行う場合に必要な経費

ウ 面的集積交付金

農地の面的集積に要する経費又は面的集積された農地の効率的な利用のために要する経費

(2) 補助金の金額

この事業は平成21年度から開始された事業であり、鳥取県担い手育成総合支援協議会に対して約900万円の補助を行っている。

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	鳥取県担い手育成総合支援協議会	鳥取市	8,989,385	1 / 4 他	県 + 国

(3) 監査の結果

ア 補助金の交付先について【意見】

鳥取県担い手育成総合支援協議会に対して補助金の支払があった数日後に、同額が鳥取県農業会議

に支出されている。最終的には鳥取県農業会議を経由して、八頭担い手育成総合支援協議会及び鳥取中央農業協同組合に対する面的集積交付金として交付されるものであり、鳥取県担い手育成総合支援協議会及び鳥取県農業会議を経由する必要はない。

9 鳥取県農業会議補助金

(1) 概要

鳥取県農業会議の活動を支援することにより、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与することを目的とする。

都道府県農業会議は、行政機関である市町村農業委員会とは異なり、「農業委員会等に関する法律」に基づいて都道府県内に設立される農業団体である。原則として市町村農業委員会の会長が議員になり、その議員と都道府県内の各種農業団体の代表、学識経験者等の議員で構成される。

(2) 農業会議の業務について

農業会議の業務は、農業委員会法第40条に規定されており、1) 行政庁の諮問機関として行政行為を補完する業務（専属的業務）と、2) 農業および農業者の代表機関として行う業務（非専属的業務）の2つに区分される。

専属的業務とは、農業会議が専属的に行うこととされている業務で、たとえば農地法において、農地を農地以外の用途に転用するには都道府県知事の許可が必要となるが、それを許可する場合に知事は都道府県農業会議の意見を聴くこととされており、このような行政行為を補完する業務がこれにあたる。

また非専属的業務とは、農業および農業者の代表機関として行う業務で、都道府県域内の農業および農業者に関する事項について意見を公表したり、行政庁に建議し、または行政庁の諮問に応じて答申する業務である。

さらに、複式簿記の講習会や農業経営者・農業法人等の組織活動のサポートなど、農業経営の近代化を支援する業務、農業・農業者に関する諸問題の正確な知識や正当な認識を農業者や農業団体、他産業部門にむけて情報提供する業務も担っている。

(3) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	鳥取県農業会議会長	鳥取市	25,298,000	国10/10 県10/10	県+国
20			27,827,000		
19			28,550,000		

平成21年度は鳥取県農業会議に対し約2,500万円の補助金を交付している。

平成21年度の農業会議の活動に要した経費は全部で約3,100万円であり、そのうち国費が約1,350万円、県費が約1,150万円であった。残りが農業会議の自己負担となっている。

(4) 監査の結果

ア 農地地図情報システム指導に対する謝金について【指摘事項】

実績報告書において濃密指導を実施し謝金を拠出した記載となっているが、指導者は鳥取県農業会議の職員で本来給料として記載すべきものであり、適正な記載を行うべきである。

第5 食のみやこ推進課

1 食のみやこ鳥取県推進事業費補助金「ごはんを食べよう学校給食支援事業」

(1) 概要

ア 交付目的

「食のみやこ鳥取県」のイメージ創出、情報発信及び食文化の普及、農林水産加工品及び料理の商品開発、農林水産物及び農林水産加工品の販路拡大並びに学校給食等への食材供給を推進し、消費者への県内産品の提供を図るとともに、農林水産業者の所得確保や元気な農林水産業者などの活動を助長することを目的として交付するものである。

イ 事業内容

小麦粉パンに替えて県産米の米飯学校給食の実施を推進するため、米飯学校給食の回数増に伴い増加した米飯の経費と減少した小麦粉パンの経費の差額を補助するものである。なお、対象とする県産米はおかわりくん、こしひかり又はひとめぼれに限るものとする。事業実施主体は鳥取県農業協同組合中央会である。

(2) 実績

過去 3 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	補助金等の額	補助率	財源内訳	備 考
21	鳥取県農業協同組合中央会	944,640	1 / 3	単県	H19: 鳥取県地産地消推進事業費補助金 →H20～: 食のみやこ鳥取県推進事業費補助金
20		0			
19		3,620,083			

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

2 米粉活用普及推進事業費補助金「米粉パン学校給食普及モデル事業」

(1) 概要

ア 交付目的

水田の有効活用による米粉用米の生産拡大を図るとともに、米粉食品の普及に資することを目的として交付するものである。

イ 事業内容

学校給食での県産米を使用した米粉パンの普及を図るため、鳥取市が行う次の 2 事業に対して交付するものである。

- ・米粉用米の栽培促進に必要な経費を補助する事業
- ・県産米を使用した米粉パンの学校給食の回数増に伴う米粉パンの経費と小麦粉パンの経費の差額を対象とする事業

(2) 実績

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	補助金等の額	補助率	財源内訳	備 考
21	鳥取市水田農業推進協議会	2,367,310	定額	単県	米粉用米の栽培農家へ生産に必要な経費を補助(米粉用米の作付面積10a 当り 5 万 5 千円)
	鳥取県農業協同組合中央会	1,036,263	1 / 3	単県	鳥取県産米を使用した米粉パンの学校給食の回数増に伴う米粉パンの経費と小麦粉パンの経費の差額

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

第 6 農地・水保全課

1 農地・水・環境保全向上対策交付金

(1) 概要

国の農政改革の一つである「農地・水・環境保全向上対策」について、地域全体で行う農地や農業用水の地域資源の保全活動を支援するものである。

「農地・水・環境保全対策」とは、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため

に、農家を中心とした各種団体の行う「地域ぐるみでの効果の高い共同活動」あるいは「先進的な農業活動」などを支援する取組である。

この事業の実施期間は平成19年度から平成23年度までの5年間である。推進母体として「鳥取県農地・水環境保全協議会」が設立され、県内における活動組織への事業推進・指導や支援交付金の交付事務を行っている。

この交付金事務手続きの流れは次のとおりである。

まず、各活動組織が規約、活動計画の作成を行い、市町村と協定を締結する。協定締結後、地域協議会に交付金の申請等を行い、協議会の承認を受けて助成金が交付される。

助成金の金額は活動対象の農用地面積に応じて次のとおり定められている。

・水田 4,400円/10a ・畑 2,800円/10a ・草地 400円/10a

協定期間(5年間以上)の各年度末に未執行額が発生した場合には、翌年度以降に繰越することができる。最終年度(平成23年度)末において、交付金の交付額に未執行額がある場合は、地域協議会に返還することになっている。

(2) 交付金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率(%)	財源内訳
21	鳥取県農地・水環境保全協議会	鳥取市	91,894,723	25	県+国
	鳥取市他15市町村		5,902,000	100	
	合計		97,796,723		
20	鳥取県農地・水環境保全協議会	鳥取市	84,084,760	25	
	鳥取市他14市町村		4,100,000	100	
	合計		88,184,760		
19	鳥取県農地・水環境保全協議会	鳥取市	60,535,930	25	
	鳥取市他13市町村		2,600,000	100	
	合計		63,135,930		

平成21年度においては、鳥取県農地・水環境保全協議会に対し約9,000万円、その他鳥取市をはじめとする市町村に対し、約590万円の補助金を交付した。

協議会に対する交付金は、国が1/2、県が1/4、市町村が1/4負担し、最終的に各活動組織に対する交付金として交付された。

市町村に対する交付金は、これらの事業に関する審査、あるいは活動の履行確認などの推進のための補助である。これらの補助金は国の全額負担であり、いったん国庫支出金の形で県が受取り、同額が各市町村に交付された。

(3) 具体的な取組

この事業に関して、平成21年度は362件の活動組織に対し交付金の交付が行われた。活動組織の取組には、例えば以下のような活動があげられる。

活動組織	所在地	内容
A活動組織	鳥取市用瀬町	集落組織の全てを構成員として行う、イノシシ防護柵や水路の補修などの自主的な取組 遊休農地を利用したソバの植栽
B活動組織	西伯郡伯耆町	菜の花を利用した景観の形成や菜の花まつりの開催
C活動組織	日野郡日南町	ビオトープ公園「めがね池」の造成 農用地の法面を利用した集落名をかたどった植栽
D活動組織	鳥取市河原町	遊休農地を活用するためのヤギの放牧

(4) 監査の結果

ア 活動組織名の変更について【意見】

以下の表は、平成21年度の交付申請時と変更申請時の活動組織名の一部を対比したものである。

市町村名	活動組織名		市町村名	活動組織名	
	変更前	変更後		変更前	変更後
鳥取市	面影	広西グリーン協働隊	三朝町	俵原	
	米里	長砂町内会農地・水・環境保全会		森	
	倉田	大畑地区農地・水・環境保全会	湯梨浜町	埴見	山田谷農地・水・環境保全会
	湖山	蔵田環境保全会	仙津		
	神戸	浜村環境保全会	琴浦町		湯坂農地保全会
	大和	上砂見地区農地・水・環境保全会	米子市	青木	今在家環境保全会
	東郷	蔵内環境保全会		富繁	下郷環境保全会
	吉岡	都波奈彌の里活性化委員会		今在家	上蚊屋環境保全会
	大郷	猪子の美しい農地・水をみんなで守ろう会		大袋	
	成器	金沢集落保全会	伯耆町	白水	白水環境保全会
	浜村	東今在家農地・水・環境保全会	遠藤		
蔵内		南部町	下阿賀	下阿賀 美土里会	
岩美町	浦富		赤松	退休寺環境保全会	
智頭町	新田	穂見環境保全会	向原	赤松環境保全会	
	井上	奈留地区農地・水・環境保全会	住吉		
	波多	いしころの会	米子市	八幡一・二区環境保全会	
	白坪	中村の環境をまもる会	伯耆町	遠藤農地・水・環境保全会	
八頭町	八頭	山根地区環境保全会	日南町	太田環境保全会	
		米井・岡田地区農地・水・環境保全会			
倉吉市	久米ヶ原	大門地区農地・水・環境保全会			
		田中環境保全会			
		妻ノ神上福田環境保全会			
		北野グリーンビレッジ協議会			
		上米積環境保全会			
		久米ヶ原環境保全会			

申請書を調査した結果、新規活動組織については交付申請時には活動組織名が明確に表示されておらず、交付申請の変更によって初めて活動組織名が明示されていたり、変更時に面積が変更している状況が判明した。

これは、交付決定等事務の簡素化により活動組織が速やかに活動できるよう配慮した結果とのものであり、また地域住民の総意に基づく活動に対し、その活動面積に応じ交付金を交付する制度であるため、活動面積や組織の名称の確定に遅れを生じることは仕方がないものの、県として活動組織名や面積の把握に努められたい。

2 鳥取県水土保全対策等補助金

(1) 概要

土地改良事業等の適正かつ効率的な運営確保と土地改良財産の適正管理を中心とした水と土の保全を行うため、鳥取県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）が土地改良区等に対して行う技術援助及び公的支援を対象として、補助金を交付するものである。

具体的な事業内容は次の2つである。

ア 管理指導センター運営事業

土地改良施設の長寿命化又は大規模修繕を未然に防止するため、土地改良施設の診断指導を行っている管理指導センターに対して運営費の助成を行う。なお診断の結果、修繕を要する場合には、土地改良区等の判断で維持管理適正化事業を実施する。

イ 換地センター運営事業

土地改良事業に伴う換地事務の円滑な処理のため、技術的援助を行っている換地センターに対して運営費の助成を行う。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率 (%)	財源内訳
21	県土連	鳥取市	14,482,000	68.5	国+県
20			16,446,000	67.7	
19			16,187,000	68	

平成21年度は、合計で約1,450万円の補助金を交付している。内訳は、管理指導センターに運営費補助として約1,000万円、換地センターに運営費補助として約450万円である。運営費の内容は県土連職員の人件費が主である。

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

3 土地改良施設維持管理適正化事業費補助金

(1) 概要

土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資することを目的として、国は昭和52年度以降、土地改良施設維持管理適正化事業を実施している。全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）は、この事業に要する経費に充てるため、土地改良施設維持管理適正化資金（以下「適正化資金」という。）を造成して管理運営するとともに、揚水機、水門等の土地改良施設の整備補修に要する事業費の一部として土地改良区等に交付金を交付している。

当補助金は、県土連がこの適正化資金の造成に充てるため、全土連に拠出する経費を補助するものである。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率 (%)	財源内訳
21	県土連	鳥取市	10,080,000	50	単県
20			9,450,000		
19			9,450,000		

補助金は全て県土連に対するものであり、平成21年度は約1,000万円の補助金を交付している。これらの補助金は適正化資金として造成され、事業費の一部として県土連から各市町村あるいは土地改良区へ交付される。

平成19年度から平成21年度までの各団体に対する補助金の交付状況の一覧を次にまとめた。

(単位：円)

交付先	工種	19年度	20年度	21年度	合計
鳥取市	用排水路	252,000			252,000
	小計	252,000	0	0	252,000
天神野土地改良区	用排水路	378,000			378,000
		409,500	409,500	409,500	1,228,500
	小計	787,500	409,500	409,500	1,606,500

北条砂丘土地改良区	畑かん施設	378,000			378,000
		378,000	378,000		756,000
		378,000	378,000	378,000	1,134,000
		252,000	252,000	252,000	756,000
		378,000	378,000	378,000	1,134,000
			378,000	378,000	756,000
				378,000	378,000
小計	1,764,000	1,764,000	1,764,000	5,292,000	
北条町土地改良区	樋水門	126,000			126,000
	小計	126,000	0	0	126,000
箕蚊屋土地改良区	用排水路	252,000			252,000
		252,000	252,000		504,000
		252,000	252,000	252,000	756,000
		126,000	126,000	126,000	378,000
		252,000	252,000	252,000	756,000
			252,000	252,000	504,000
				252,000	252,000
小計	1,134,000	1,134,000	1,134,000	3,402,000	
米川土地改良区	用排水路	504,000			504,000
	小計	504,000	0	0	504,000
大倉土地改良区	揚水機	630,000	630,000		1,260,000
		252,000	252,000	252,000	756,000
		252,000	252,000	252,000	756,000
		252,000	252,000	252,000	756,000
			126,000	126,000	252,000
				504,000	504,000
小計	1,386,000	1,512,000	1,386,000	4,284,000	
羽合土地改良区	用排水路	378,000	378,000	378,000	1,134,000
		220,500	220,500	220,500	661,500
	小計	598,500	598,500	598,500	1,795,500
北条水系土地改良区	用排水路	126,000	126,000	126,000	378,000
		126,000	126,000	126,000	378,000
	小計	252,000	252,000	882,000	1,386,000
大栄町土地改良区	樋水門	1,764,000	1,764,000	1,764,000	5,292,000
		252,000	252,000	252,000	756,000
	小計	2,016,000	2,016,000	2,016,000	6,048,000
大井手土地改良区	用排水路	252,000	252,000	252,000	756,000
		220,500	220,500	220,500	661,500
			630,000	630,000	1,260,000
				126,000	126,000
小計	472,500	1,102,500	1,228,500	2,803,500	
湖東土地改良区	畑かん施設	157,500	157,500	157,500	472,500
	小計	157,500	157,500	157,500	472,500
上北条土地改良区	用排水路		252,000	252,000	504,000
	小計	0	252,000	252,000	504,000
灘手土地改良区	畑かん施設		252,000	252,000	504,000
	小計	0	252,000	252,000	504,000
合計		9,450,000	9,450,000	10,080,000	28,980,000

(3) 監査の結果

ア 補助金の資金造成について【意見】

国の制度に対する意見であるが、下部団体に交付した補助金を上部団体に拠出する方法は資金の流れが不明瞭となる恐れがある。よって、県土連に交付された補助金を、全土連に拠出するのではなく、県土連において資金造成をする方法、あるいは当事業を実施する際に改良区へ直接補助金を交付する方法を採用した方がよいと考える。

4 鳥取県土地改良負担金総合償還対策事業（担い手育成支援事業）補助金

(1) 概要

農用地の利用集積に積極的に取り組む土地改良区等に助成金を交付し、土地改良区等の負担金の軽減を図ることで、土地改良事業の推進と将来の農業生産の担い手へ農用地の一層の利用集積を図るものである。

具体的には、土地改良事業の地元負担金の償還が困難な土地改良区を対象に、利息の一部を助成する利子補給事業である。

助成対象額の負担は財団法人全国土地改良資金協会が1/2、鳥取県が1/2である。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率(%)	財源内訳
21	県土連	鳥取市	4,280,500	50	単県
20			6,232,500		
19			7,631,500		

平成21年度は県土連に対し、約400万円の補助金を交付している。補助金があったん県土連に交付されたのちに、県土連から各土地改良区に対して交付される。

平成19年度から3年間の各交付先の補助金の額は以下のとおりである。

(単位：円)

補助事業者	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
久米土地改良区	2,170,500	1,910,000	1,638,000	5,718,500
北谷土地改良区	2,776,500	2,111,500	917,500	5,805,500
仙津土地改良区	1,065,000	941,500	811,500	2,818,000
琴浦町	362,000	179,500	0	541,500
灘手土地改良区	1,257,500	1,090,000	913,500	3,261,000
合計	7,631,500	6,232,500	4,280,500	18,144,500

当補助金の交付先はこの3年間、上記5か所の補助事業者に限定されている。

これは全て県中部における事業者である。

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

5 鳥取県国土調査事業補助金

(1) 概要

国土調査法に基づき、一筆地ごとの所有者、地番、地目及び境界に関する確認調査を実施し、境界測量と面積測定を行うことで、地籍図・地籍簿として取りまとめる一連の国土調査事業を行う市町村に対して補助するものである。

現在3市13町で調査を実施中であり、調査完了は1町・1村（北栄町・日吉津村）、未着手1市（境港市）となっている。鳥取県の国土調査事業の進捗度は、全国平均より遅れている状況である。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付先	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
鳥取市	61,875,000	57,750,000	53,700,000	173,325,000
米子市	3,864,000	1,350,000	4,746,000	9,960,000
倉吉市	21,945,000	20,106,000	19,377,000	61,428,000

岩美町	12,360,000	32,250,000	39,570,000	84,180,000
若桜町	3,423,000	13,488,000	11,748,000	28,659,000
智頭町	1,383,000	3,564,000	6,156,000	11,103,000
八頭町	46,839,000	45,180,000	44,679,000	136,698,000
三朝町	22,740,000	27,279,000	34,254,000	84,273,000
湯梨浜町	29,889,000	30,423,000	31,542,000	91,854,000
琴浦町	33,888,000	33,459,000	28,980,000	96,327,000
北栄町	9,870,000	2,130,000	0	12,000,000
大山町	21,942,000	19,011,000	11,682,000	52,635,000
南部町	30,489,000	33,543,000	40,275,000	104,307,000
伯耆町	11,598,000	1,296,000	2,325,000	15,219,000
日南町	56,175,000	63,090,000	65,955,000	185,220,000
日野町	1,266,000	3,060,000	3,546,000	7,872,000
江府町	1,530,000	1,590,000	3,045,000	6,165,000
合計	371,076,000	388,569,000	401,580,000	1,161,225,000

平成21年度は、16市町に対し約4億円を補助している。平成20年度において北栄町の事業が終了したが、岩美町、南部町他の事業費が増加したため、前年に比べ補助金の額は増加している。

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

6 鳥取県農村整備事業補助金（水環境整備事業）

(1) 概要

農業水利施設の整備と併せて多面的機能の維持管理のための施設整備を行い、魅力ある農村空間を創っていく地域用水機能増進事業を実施する土地改良区に補助するものである。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率(%)	財源内訳
21	大井手土地改良区	鳥取市	8,905,000	工事費 国50 県20 事務費 国50	国+県
20	大口堰土地改良区	鳥取市	4,831,000		
	大井手土地改良区	鳥取市	8,200,000		
	合計		13,031,000		
	19	大口堰土地改良区	鳥取市		
大井手土地改良区		鳥取市	45,494,000		
鳥取市		鳥取市	33,115,000		
合計			83,369,000		

平成21年度においては1か所の土地改良区に対し約900万円の補助金を交付している。

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

7 鳥取県土地改良事業補助金（新農業水利システム保全対策事業）

(1) 概要

地域水田農業ビジョンの実現に向けて農業水利システムを再構築することに合意した区域において、担い手への管理の集中・増大等といった農地の利用集積等への制約要因を除去し、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化等を実現する事業である。

対象となる事業は以下の2つである。

ア 農業水利システム保全計画策定事業（ソフト）

- ・水利施設等の機能診断
- ・水利用と管理のあり方の技術的検討
- ・農業水利システム保全計画の作成

イ 管理省力化施設整備事業（補完ハード）

- ・省力化のための農業水利施設の整備
（除塵機の設置、ゲートの自動化、管理用道路の設置等）
- ・畑地化、畑作の本作化のための農業水利施設の整備
（防霜、防除用水槽、濾過装置、小規模調整池等）

ソフト事業、補完ハード事業ともに土地改良区又は市町村に対し補助を行う。

事業採択期間は平成16年度から平成21年度までの6年間であったが、平成24年度まで延長された。また事業実施期間は平成16年度から平成25年度までの10年間であったが、平成28年度まで延長されている。

計画実施状況は、八頭の郡家地区、中部の天神野・大鴨・大倉地区、西部で実施する全ての地区については平成22年度までに全ての計画が終了し、上記以外の地区については今後対応を行っていく予定である。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

補助金交付先	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
気高町土地改良区			3,000,000	3,000,000
岩美土地改良区			3,000,000	3,000,000
郡家土地改良区	3,192,000	2,354,000	1,075,000	6,621,000
八頭町		4,485,000	3,000,000	7,485,000
天神野土地改良区	3,000,000	7,040,000	900,000	10,940,000
大鴨土地改良区	3,000,000	4,824,000	6,102,000	13,926,000
大倉土地改良区	2,000,000	3,111,000	4,539,000	9,650,000
北谷土地改良区			1,000,000	1,000,000
東伯町土地改良区			3,000,000	3,000,000
中山町土地改良区	3,000,000	900,000	900,000	4,800,000
稲光井手土地改良区	3,000,000	3,000,000	900,000	6,900,000
大山土地改良区	3,000,000	3,000,000	900,000	6,900,000
光徳土地改良区	3,000,000	3,000,000	900,000	6,900,000
大山町	3,676,000	7,293,000	12,201,000	23,170,000
南部町	11,814,000	11,211,000	4,773,000	27,798,000
伯耆町	10,884,000	11,541,000	5,336,000	27,761,000
米子市	27,441,000	24,332,000	29,109,000	80,882,000
西部土地改良区	3,000,000	3,000,000	900,000	6,900,000
箕蚊屋土地改良区	15,040,000	18,469,000	15,278,000	48,787,000
佐陀川右岸土地改良区	3,000,000	3,000,000	900,000	6,900,000
淀江宇田川土地改良区	3,000,000	3,000,000	900,000	6,900,000
大原千町土地改良区	3,329,000	4,515,000	1,271,000	9,115,000
尾高井手土地改良区	1,341,000	300,000		1,641,000
江府町			200,000	200,000
合計	105,717,000	118,375,000	100,084,000	324,176,000

平成21年度は23件の市町あるいは土地改良区に対し、約1億円の補助金を交付している。

ソフト事業については、土地改良事業関係補助金交付要綱に基づき定額補助となっている。

(3) 監査の結果

ア 農業水利システム保全計画策定業務の契約について【意見】

農業水利システム保全計画策定業務においては、事業主体である各土地改良区及び市町村が補助金を受け取った後、県土連と委託契約を結び、補助金額と同額の委託料を県土連に支出しており、結果的に各土地改良区及び市町村の業務に対する補助金はないことになるため、国の制度改正を含め、検討する必要性を感じる。

イ 随意契約について【意見】

農業水利システム保全計画策定業務に係る委託契約は、県土連が全て随意契約により請け負っているが、民間企業も含めて一般競争入札を行い、適正な金額で委託契約を結ぶよう指導すべきである。

8 鳥取県土地改良事業補助金（ため池等整備事業）

(1) 概要

市町村等が農地防災事業実施要綱に基づき行う、ため池等整備事業等に要する経費を支援する。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	補助金等の額	補助率(%)	財源内訳
20	鳥取市	13,321,000	工事費： 国50、県25 事務費：国50	国＋県
19		4,233,500		

(3) 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

9 水田等フル活用緊急整備支援事業補助金

(1) 概要

担い手農家等が水田等農地をフルに活用し、計画的な農地利用に取り組む際に、農地の排水不良など農業基盤条件が悪いことが多種多様な農業に取り組もうとする阻害要因になっていることがある。よってこれら阻害要因を解消するために、農地や農業水利施設等の簡易な整備を行うものである。

対象工種は、農業用排水施設（地下かんがい施設を含む。）、暗渠排水などである。

国庫補助は50%（過疎地域等の一定の地域は55%）であり、残りの金額を県と市町村のそれぞれが1/2ずつ支援する。

(2) 補助金の金額

(単位：円)

交付年度	補助金等交付先	所在地	補助金等の額	補助率	財源内訳
21	県土連	鳥取市	19,921,000	個別	単県

この事業は、平成21年度補正予算にて事業が開始されたものであり、県土連に対し約2,000万円を補助している。

(3) 監査の結果

ア 水路補修に関する事業計画について【意見】

水路補修については、補修工事の交付申請時の計画と実績報告を比較してみると、事業量に大きな開きが見受けられた地区がある一方で、予算と実績の事業費の金額は大きく変わっていなかった。

確かに詳細な事業費等の算定が困難なケースはあるが、事業計画時には、できる限り適切な工事見積りを行った上で予算を計上することが望ましい。

第4章 おわりに

監査テーマに農業補助金を選んだことで、今まであまり知識のなかった農業をじっくりと考える機会を頂いたことになった。国家存立の三本柱は軍事・エネルギー・食糧であるといわれる。その食糧を確保する農業の

重要性、その日本の農業を今後誰がどのように担うのか、保護するその財源を誰がどのように負担するのか等、おわりに述べさせて頂く。

○ 全ての日本人に問いかけられたコメ問題

(平成22年10月3日 NHK放送 ETV特集「なぜ希望は消えた?～あるコメ農家と霞が関の半世紀～」より。)

半世紀前の日本の農業には希望があったが、何故うまくいかない政策が続き希望が失われていったか。農水省は力強い日本農業を目指したにも係わらず、その狙いがはずれ思いもよらない結果を生み出していった歴史の連鎖。農地法第1条の基本理念の崩壊、様々な仕組みで保護し巨額な予算を投じながら衰退を止められなかった日本の農業。霞ヶ関の官僚達の決定が農業の現場に何をもたらしたのか。農家と官僚の証言から50年の歴史をたどる。

昭和36年、戦後の農政の大方針である農業基本法が成立され、平成11年に改正されるまで日本の農政の指針であり続けた。この法律(第2条3項)は農業経営の規模拡大を促し大規模農家が主体の農業構造を目標とすることを打ち出した。すなわち、農業構造の改善である。これこそが戦後農政の一貫した旗印となった。農家の所得向上を目標とし、経営規模拡大によって所得倍増を呼びかけた。そして国が推奨した耕地整理(水田の造り替え)をした。それは大規模化や機械化に備えて農道を広げ、不揃いな区画を規則正しく整備するものである。

しかし、あてにした農地を手放す挙家離農が少なく規模拡大が進まないという誤算があり、出来もしない法律を作ったことになった。しかも一向に規模拡大が達成できない中、住宅需要の高まりからせつかく耕地整理した農地を宅地として売り高収入を得る人も出てきた。このように農村の実情が十分に反映されず構造改善という理念を掲げた農業基本法がおもわぬ結果を生み出した、といえる。

昭和40年代、機械化と技術革新が進み、米の生産量はそれまでと比べ100万トン以上も増え、米余り現象となった。その一方で生活の洋風化によりパン食等が進み、米の消費量は急速に減った。日本の消費量の半年分(750万トン)の米で国の倉庫が埋まることになった。そこで国は昭和45年減反政策を開始し、米の作付面積を減らすことにした。そして昭和40年代後半、米価闘争が始まった。農家は減反を要求するなら米価をつり上げるよう国に訴えた。その結果、買い取り価格が上がり続けたため農家は米作りを続け、コメ農家の数は一方向に減らなかった。挙家離農は増えず兼業農家が增える事に成った。その米価の引き上げは更なる米離れにつながり、それが農家に跳ね返る悪循環を生むことになった。

やがて、国は今までよりはるかに大規模な専業農家の育成を目標として掲げることになった。それは昭和61年にアメリカがコメ市場の開放を要求したことによる。工業製品の輸出増大が引き起こした日米貿易摩擦、アメリカの製造業には深刻な被害を与える一方で、コメ等農産物の輸入に厳しい制限を設けているとして日本は激しい非難にさらされた。巨大な農地を耕し圧倒的な低コストでコメを作るアメリカに対し日本の米にもコスト競争力をつけるべきだという議論が始まった。

厳しい外圧の中再び農水省が前面に掲げたのが農業構造の改善である。平成4年それに向け農水省は矢継ぎ早に改革を打ち出した。米の流通に市場原理を導入し、経営感覚に優れた農家を選別し、そこに支援を集中する政策である。農水省は米農家が他の産業並の生涯所得を得るために必要な規模を再び計算した。その結果稲作中心の中核農家に必要とされたのは10～20ha程度の規模拡大である。この数字はその時の技術水準とか米価水準であればそれくらいの面積規模がないと、なかなか稲作で所得を上げられないという実態から来ているわけで、それは直ぐに出来るということでは当然ない。そういうふうには、いろんな政策をそこに向けていきましょう、という目標やモデルとして掲げたということであり、その後食管制度を廃止し米市場に入札制度を導入する等、様々な政策を主導した。

現実の田畑では農地が違法に転用されたり、進む一方の農家の高齢化、優良な水田が次から次へと耕作放棄地へと姿を変えたりした。かつては“寸土も余さず、寸時も遊ばせず”は農家の心意気だった。従って、少しの空き地が出れば何を植えられるのかと考えたものだ、畦にはくまなく大豆を植え、水っぽい場所には里芋を植えたものだ。これが百姓根性であり、このような農地への執着がなければ農家は続かないものである。せめて、農地を荒らすぐらいなら誰かに貸すことが出来ないかと思う。

耕作放棄地が止まらない背景の一つとして、指摘されたのが農地法の規制だった。実質的には農家でなければ農地を借りることが出来ないという制約がある。農地法第1条は、農地は耕作者自らが所有する耕作者主義という理念を掲げている。その理念は農地改革の流れをくんでおり、借金の形等で農地が再び地主に取られないように守ること等が目的である。しかし、農地法は農家が耕すのを止めることを想定していない。その時土地をどうするのか、実効性のある規定がなかった。農地が荒れていくのを知りながら何故農水省は十分な対応が出来なかったのか。当時、農水省大臣官房企画室は農地法に問題があると認識し、抜本的に見直す作業を始めようとしたが挫折した。

農地を耕したい人や、やる気のある人にとって利用しやすいものにすることが重要と考えていた。そこで、参入が許されなかった企業も含め農地の利用者を広げる新たな法律を作ろうとした。耕す人が土地を所有する耕作者主義の原則の緩和という政策の大転換を意味していた。農地はしっかり守らなければならない、その守り方は農地が利用され、そこから収益が上がる経営がなされることによって守られる。農業をやりたいという人が外にいるわけで、その方々が異口同音に農業に参入したいので基本的な考え方を変えてほしいという。

平成3年農水省大臣官房企画室は農地法を所管する農政課との議論に臨んだ。農業基本法以来30年がたつにも関わらず構造改革は遅々として進んでいないこと、それどころか耕作放棄、違法な転用が進む等耕作者主義の理念が崩れていること、他の産業からの新規参入を受け入れることを可能にする等の新たな農地制度を提案した。それに対し農水省農政課は、新規参入が少ないのは農地法改正の問題ではなく農業に魅力がないからだと主張する。耕作者主義を緩めたら大企業が資産運用の一形態として農地の支配を考える。つまり、戦前の土地の支配が形を変えた企業によって復活するのではないかと危惧する。農地法の基本理念である耕作者主義を緩めるべきかどうかを巡って農水省は真二つに分かれた。しかし、ここ数年耕作放棄地が多くなった。再び農地を利用し易くすべきという議論が高まる。平成21年、経営形態に関わらず企業も農地を利用できるよう農地法が改正された。

今や、耕作放棄地は農地の一割に達しようとしている。国が農業構造の改善を目標に掲げてから50年、挙家離農をあてにした昭和30年代の試みも農地法の規制を緩めようとした平成初期の試みも挫折に追い込まれた。そして今、農地に以前は想像も出来なかった事態が起きている。かつて農家が奪い合った田が見向きもされなくなった。最近耕し手のない農地がさまよいだした。その農地を使ってくれという依頼が引きも切らずに舞い込むようになった。これまで、農地を支えてきた農家が一齐に引退の時期を迎えている。その多くが後継者探しをあきらめ田を手放し始めた。高齢者の水田を引き受ける、やむにやまれぬ規模拡大であるが、引き受けた人にも後継者はいない。押し寄せる高齢化が未来なき構造改善を推し進めている。

かつて農業に情熱を傾けた人々がいた村から何故農業が消えていくのか。いつの時代も農家は繁栄に取り残されない道を必死に捜したという事実がある。その結果、多くの農家が行き着いたのは、それぞれのやり方で農業から抜け出すことだった。思えば、減反政策が本格化した頃から農家は密かに農業からの撤退作戦を開始した。それも二世、三世に涉って周到なソフトランディングを考えた。農家の多くが考えたのが子供を安定兼業農家にする事だった。そのために親たちは出稼ぎをし、懸命に耕地整理した田も農地以外に転用し、子供に高等教育を授けた。そして今、生まれつきの非農家世代が育ち収入で引け目を取ることがなくなった。ここに至って農家たちの長期に涉った農業撤退作戦は完了しようとしている。

農業から離れていく動きをどう食い止めるのか、民主党政権は新たな戸別所得補償制度を作った。0.1haあたり15千円に決まった。経営規模が大きな農家ほど多くのお金が貰える制度、この冬初めての支払いが始まる。総額5,600億円のこの補助金が農業を魅力あるものに変える出発点となるのか。

今かろうじて携わっている高齢者農家が最後の大量退場の瞬間を迎えようとしている。これから、誰が米作りを担うのか、どうすれば、農業に希望の灯をともし事が出来るのか、その問いは今、全ての日本人に向けられている。(以上、NHKの放送による。)

これは国や県は戦後一貫して農業のことを考えて補助してきたが衰退が止まらない話である。ただ保護するだけではなく生産性向上に対する農家の意欲を高める助成策を集中的に講ずること等によって様々な課題を克服して、将来に向けて日本の農業を活性化し力強いものにする必要がある、といわれる。

日本の農業は、このように希望を失った農家から担い手が減少し高齢化等により耕作放棄地がますます増加している。また、最近メディアをにぎわせている T P P への参加による関税の撤廃問題等が耕作放棄地を更に増加させることになり食料自給率の低下と国土・地域が荒廃し水田など環境保全につながる農業の潜在的な機能が失われると心配されている。

日本の国土・地域の荒廃を防ぎ、国民の安全・安心を確保し日本の文化を守るために今まで以上に農業の構造改革をし、農地の集約化や将来を担う農家に支援を集中する改革等を急ぐ必要があると思われる。いずれにしても農業を更に保護するとなれば国民が等しく負担することになり、新たな財源探しが始まり、増税等の是非が問われることになる。

国家存立の三本柱の一つであるといわれる食糧を守り食の安全、安心を確保する農業の重要性を考えれば農家だけの問題ではなく日本人全体の問題であるといえる。

○ 地方・地域の衰退

農業問題は戦後日本・日本人の問題そのものだと感じた。日本が戦後の敗戦の焼け跡から這い上がって農業よりも工業を優先し経済大国にのし上がる過程の中で、また大量消費、大量生産という豊かさを求め成長を急ぎすぎ、グローバル経済のなかで仕方がないとはいえ、東京一極集中に発展させてきたといえる。一方取り残された地方が農業に限らず商店街も疲弊し、農家も商店街も跡継ぎがないまま消えようとしている。いわゆる団塊の世代という60代が農家を支え、また消えようとしている商店街をかるうじて活性化している現状があと10年、20年たったとき地方・地域はどうなっているのか。農業と同じ問題を地方商店街も抱えている。地方・地域を荒廃から守るため、日本の文化を守るため今こそ抜本的な改革を待たれる。

○ 農業の未来

一つ視点を変えて、今後の日本の農業を考えると、やはり次代を背負う若者が明るく元気のよい楽しい農業に携わることを期待したい。例えば、農家に生まれ育った若者が実家の農業を継ぎ、友達である非農家の若者達を誘って産業として共同経営で農業に取り組むなどが日本の農業を復活させる近道ではないだろうか。街中で一から起業するとなると高額な費用と激烈な競争が待ちかまえているし、雇用状況はますます悪化し就職もままならない。その点土地は豊富にあるし、技術指導は親や地域が喜んでタダでしてくれるし、国や県等の補助金制度もあり、ある意味恵まれていると言える。じっくりと農業を学び、農作業をしながら実家の農産物を自由に商品化し、付加価値の高い販売方法を徐々に確立して儲かる農業を商売として目指したらどうか。こういう活動を農家の若者はできる下地を持っている、これをみすみす捨てるのはもったいない。これが日本の農業を活性化する方法であるといえる。

ところで、商売は他人と同じ事をしたら儲からない、自分独自のやり方や商品いわゆるおらが自慢やブランド作りが大切であるといわれる。また企業でも友人関係でも楽しい所に人は集まり、人が集まれば儲け話になるといわれる。そこで従来のように農業に悲壮感を漂わせることなく、楽しくなるよう仕事し若者を集めて農村を活性化させ、いわゆる攻めの農業をし、世界に誇る安心安全の農産物の生産を自信持って取り組み、日本農業の漂う閉塞感を打破できる一つの方法と思う。